

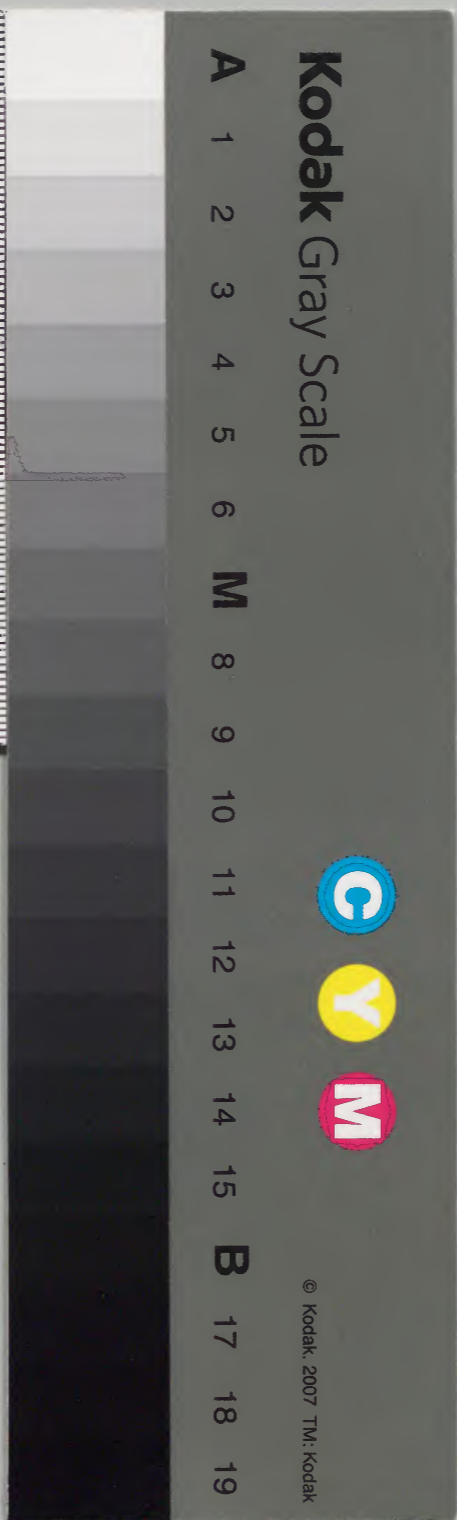
日本書紀傳卅一卷四

和書
一〇五二二號

百二十六

| | | | |
|------|-----------|-------|---|
| 内閣文庫 | | | |
| 番號 | 和 | 10522 | |
| 冊數 | 156 (135) | | |
| 函號 | 特 | 85 | 1 |

内閣文庫



教部省
文庫印

圖書印

文庫印

内一二六八三號

八年無以報命と見え古事記ハ至ニ千八年不復奏ト有
を此ハ其歴年の事を云ずして終ニ復命ガして止ぬ
る事をのて書されたる者ウ右等メ奪キ小ハ如
ざりけり

是時高皇產靈尊怪其久不來

報乃遣無名雉伺之其雉飛降

止於天稚彥門前所植植此多底婁

日本書紀傳三十一

百六十八

湯津杜木之杪ユ ツ カツ ノ スエニ 杜木杜木 此云コレラ 時天コトキ アマ
 探女サグ メ 天探女天探女 此云コレラ 阿見而謂天アミテ アメ
 雜彥ワカ ヒヨニ 白奇鳥來居杜杪天雜彥クハ アヤミキトリ キテ ラリ カツラノ スエニ アメ ワカ ヒヨ
 乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒ヌナハナ トリテ タカ ミ ムス ビノ ミコトノ ヘリシ タマノ アメノ カ
 弓天羽羽矢射雉斃之其矢洞ユミ アメノ ハ ハ ヤラノ イ リキミラコロ ミツノ カレリノ ヤ トホ

達雉胸而至高皇產靈尊之座リ キハミノム子ヨリ テハイタリ クカ ミ ムス ビノ ミコトノ
 前也ミマヘニ キ

天稚彥於此国小苗住て忠誠あるごとり一事件小於て
 ハ異説無一と雖も其然る所以迄ハカを入り人古
 より今に至る迄一人として未嘗て非るか故ハ其事
 實ハ於て盡せりと思しき説ある無クける故其傳ハ
 の粗精を校訂さずしてハ其説を得べくさるるあり此
 中是時高皇產靈尊恆其久不來報乃遣無名雉伺之と

有よりハ第一一書ハ故天照太神^乃思兼神問其不來
 之狀時思兼神思而告曰宜且遣雉問之於是從彼神謀
 乃使雉往候之^{有ハ又委}しきを猶其よりハ古事記
 ハ故尔天照太御神高御產巢日神亦問諸神等天若日
 子久不復奏又遣曷神以問天若日子之淹留所以由於
 是諸神及思兼神答曰可遣雉名鳴女時詔之汝行間矢
 若日子狀者汝所以使葦原中國者言趣和其國之荒振
 神等之者也何至于八年不復奏^有て殊ハ詳あるか
 上ハ天稚彥ハ傳給ハ大命をさへハ書されたるハ大
 ある賜物あり故今條ハ此を注むハ先此の大命を

ハ第六一書ハ高皇產靈尊の御名のを奉られた
 れども上^{ニ十}ハ注せるが如く例ハ皇天ニ祖ハ神
 識^六うせ御在^一坐ける事申すも更あるが^此返矢の御
 政^ハ至てハ故有^ハ高皇產靈尊の^ハ政^ハさ^ハせ給へる
 ハ依^テ此^ハハ^ハ億^ハてを其大神ハ係^テ傳^ルられたり者
 あり次^ハハ乃遣無名雉伺^之と有^ハハ第六一書ハハ時
 高皇產靈尊勅曰昔遣天稚彥於葦原中國至今所以久
 不來者蓋是國神有強禦之者乃遣無名雄雉往候之此
 雉^飛降來因見粟田豆田則留而不返此世所謂雉頓使
 之縁也故復遣無名雄雉^略と有^テ二度降させ給へる

公右不皇國神有
 強禦之者有ハ
 此の下文ハ皇神共
 夫蓋共國神相戰
 而後歎と有七照
 應ハ文あり必
 此ハ無シ有ハ
 ざるト右ハ其
 久不來觀ハ語
 を以書ハレリ

趣あり此ハ天穗日命の如く畝地を休候為し給ふ
 小ハ非ず一之天稚彦が葦原中国に留住の消息を令
 伺給へる問諜者遣給へるありけり
 皇師大舉將攻磯城彦先遣使頭八咫鳥召之時鳥營
 其營而鳴之日天神子召汝怡并過ハ敵營を候ハ
 日云々乃響弓射之鳥即避去ト有ハ敵營を候ハ
 命れトも此ハ事狀等ハ有ハ古事記ハ於是兄
 宇迦斯以鳴鑄待射返其使ト有ハ己が弓射ハ
 ハ有れども全ク此の返矢の狀ハ同トけれハ此を合
 せ説べ又其雉飛降止於天稚彦門前所植湯津杜木之
 抄をバ第一一書ハ其雉飛下居干天稚彦門前湯津
 杜樹之抄而鳴之日天稚彦何故八年之間未有復命
 見えたる天稚彦何故云々ハ右不皇國古事記ハ汝

所以使葦原中国者言趣和其國之荒振神等之者也何
 至于八年不復奏と有る是めて其負持ハ罷向ひたる
 詔命をバ此ハ宣れるあり故其下ハ故尔鳴女自天降
 到居天若日子之門湯津楓上而言委曲如天神之詔命
 と有る是あり次ハ時天探女見而謂天稚彦曰高鳥未
 居杜抄と有ハ簡易ハ過て天稚彦が其雉を射ベキ所
 以詳あさざるを第一一書ハ時有國神号天探女見
 其雉曰鳴聲惡鳥在此樹上可射之と有る鳴聲惡鳥
 云ハ其天神の詔命を宣て人語を為を以て此ハ奇鳥
 と云了趣ハ一之彼神武天皇御紀頭八咫鳥の皇命を

宣る時ハ兄磯城念之日聞天歷神至而吾為慨憤時時
奈何鳥鳥若此惡鳴耶と有と其趣の相同トキ所ある
を合ひ考ふ可し右ハ傳はて天探女ハ夫天とハ冠之れ
也も天稚彦ガ從神あるガ故也然云ハて其実ハ国神
ある事も知るハ大ハ其一書ハ賜物ありけり此
を古事記ハハ天佐具賣聞此鳥言而語天若日子言
此鳥者其鳴音甚惡故可射殺云進と有云進の字ハ
此ハ眼目と有る所ハて荒振国神の中より天探女と
云ハ食物と成出り天稚彦ガ從婢と為て傍ハ侍り其天
稚彦ハ心を蕩うし其忠誠あり一本心を亡しめ也天

神の天譴を得奉りめて己等ガ其征伐れむと為る眼
前の害を一時遁れむと巧なり者あり此ハ人世と
虽も間有る事ハて名君賢將を素よりの事ハて忠義
の士志操の人と虽も佞人の讒言を信と婦人の内
奏ハ惑ひてハ道の大木天下の大義を誤る類也
ざるハ皆荒振神の所を得て荒振るガ為ある事予已
ハ大殿祭御門祭道饗祭等詞ハ就て古人の未發さ
る所の説有て己ハ祝詞講義ハ委しく注したり天
稚彦ハ思兼神の思慮ハ依て天神ハ選舉しれ奉り大
己貴神ハも御婚ハ取れ奉り云ハ其始ハ忠誠ハ

了神ある事ハ云も更あるを天探女ガ之進めたる此
一事を以ても万事ハ通ハ一て彼吾亦欲取葦原中國
と云如き負氣無き心ハ起れり一者ハて果して天神
の御罰を得奉りて天地と共ハ盡る世無く其罪去所
無マ不忠誠の名を傳へ一事ハ天稚彦ガ為カ甚心苦
し事あり然れども我皇御孫尊の御為ハ天下後
世ハ傳へて君上の背奉る者ハ然る返矢の畏き事
を示す誠と成る事ハ一も初より然^{不忠}誠を働く者
ハ思兼神と雖も争てハ思得給ハむ然れども其結
末ハ至てハ天威の可畏き事を万世ハ令知る御政と

しも成れる是亦思兼神の思測し智の至及ぶ所
ハ有ける然して婦言の用ひて城を傾るの事ハ西
ハ云盡す可くも非るを今一例を云てむハ昔物部
守屋大連と云ふ大忠臣御在坐けり當時大臣ハ
人ハて獲我馬子と云者有けり此ハ甚一其国家の為
ハ忠ある事ハ父稲目大臣あり傳へて其家の私物
ハ鬼物を尊ぶ事ハ惑たりけるを共ハ朝廷ハ立て無
上キ位を究め世の覺え共ハ一人世中を怨ハ政
ハ思居り終ハ謀を構へて其大連を討取てけり崇
峻天皇前御紀ハ時人相謂曰獲我大臣之妻是物部守
屋大臣之妹也大臣妄用妻計而殺大連矣と有を見れ
ハ馬子ハ然る惡ハ心起れり佛ハ其妻より種
の諛言をハ入けり馬子本より佛ハ其婦兄
ありけり其を押し力無して終ハ其婦兄
大連公を斃すハ至れりハ守屋大連ハ然
魔魅の依託て其祀を令亡たるハ此ある天探女

事ハ違ヘど粗似タ
リける事ありけり
次ハ此ハ天稚彦乃高皇產靈尊
所賜天鹿兒弓天羽羽矢射雉斃之其矢洞達雉胸而至
高皇產靈尊之座前也
有ハ第一一書ハ天稚彦乃
取天神所賜天鹿兒弓天真鹿兒矢便射之則矢達雉胸
遂至天神所處と見えたり此天神ハ其始ハ二所共
ハ天照太神の大御名を攀たるを此ハ其を承て天神
と書されたりと思ふハ然ハ非ずして謂ゆる皇天
二祖ハ係れる故ハ唯ハ天神トハ有るけり其ハ古
事記ハ即天稚彦日子持天神所賜天之波士弓天之加久
矢射殺其雉尔其矢自雉胸通而逆射上遠坐天安河之

河原天照太御神高木神之御所之有るに知れたり
偕天安河之河原ハ一ハ皇祖天神の思兼神及ハ百力
神等を會へさせ御在り坐て方機を神議させ給ふ場
ありけるが時ト有れ其時節ハ一ハ至れる事天津
神隨の奇異ある事此ハ在り事あり祖皇天二祖トハ
申せども要ハ天照太神之神漏岐ハ高皇產靈尊神漏
美の神皇產靈尊と二前大神等常ハ相並ハ御在り
坐るを此ハ其高皇產靈尊の御前を指て其矢の行至
れりト者トこそハ所思えけれ偕其下ハ亦其雉不還
故於今諺曰雉之頭使本是也ト有ハ右ハ傳ハる

雉胸より洞達たり天神御所へ返至其返れるは依
て雉之頭使との由ありとも第六一書を見れば乃遣
無名雄雉往候之乃遣遣無此雉降來因見粟田豆田則道而不返
此世所謂雉頭使之縁也故復遣無名雌雉此鳥降來為
天稚彥所射中其矢而上報云云と有て其頭使成成れ
所無名雄雉の事あるを外ふ此傳無き故其差
本所夫違有る事あれども熟思ふ其無名雌雉を中
其夫中而上報と云事ある甚床より其逆の射上
り此たり矢先其天神の御許に至り其返矢の御政
意給了時過て後の上報を見ても何てふ事あり有む然見了時
ハ本文小

少りも障無くして頭使の所由委しく聞ゆるあり神
武天皇御紀の頭ハ忍鳥をハ乃響矢射之即鳥去去と
有ハ其鳥の自知て遣遣たるあれども此ハ其射中れれ
たり任ハ天上上上報したるハ其矢ハ後れたる狀
あり事禁血を怪しおせ○怪其久不來報の久不來報
給へが以著明き者あり○怪其久不來報の久不來報
ハ第一一書ハ經八年無以報命と有る是あり古事記
ハハ亦慮獲其国至于八年不復奏と有が如く此国を
獲て馭めむと思ふ下情漸定定よるか故ハ其復奏の
事をし何と心とハ為ざり故ハ然年月を重ねたる
ありけり怪ハ第六一書ハ高皇產靈尊勅曰昔遣天稚
彥於葦原中国至今所以久不來者蓋是国神有強禦之者
と見えたり蓋以下の御言ハ當れるあり此時漸天天

神の疑ひ所思す御心の起る御在り坐けるありけり此時ハ上八十九丁ハ注るか如く天穗日命父子の神等己小国体見して復命し給へる間ありければ大己貴神の世小此類無き功神にて渡りせ給ふ事をハ聞食せ給ふ上ハ其神の強禦ハせ給ハむと云事ハ思わし寄せ給ハぬ筋ふて此初小謂ゆる螢火光神瓊聲邪神の類類の猶天稚彦ハ強禦ふ小依て然るむ復命の導引ふれる者々と所思しためけり右の蓋是国神有強禦之者の勅言ハ次小血凍其矢蓋其国神相戦而然歎と詔給へる所小相照應ふ所ふ此即共小其

天稚彦を怪しませ給ふ大命ある者あり返矢の天上小届る所以ハ此小在る者ぞ忽卒小見る事勿れ本天紀ハ右文を取し天照太御神高皇産靈尊勅向諸神等曰昔遣天稚彦於葦原中国至今所以久不來者蓋是国神有強禦之者云々と○無名稚ハ私記ハ奈之乃岐書せるハ然る言あり之と有れども乃を説へる可又岐之と云も和名抄小稚廣雅稚云稚音智上色之重和名野雞也と有る事ながら古くハ伎藝志とある云ける傳三十百下小己小注せる古事記八千矛神御哥小佐怒都登理岐藝斯波登典牟継体天皇七年御紀小奴都等喇枳磯矢播等余武皇極天皇三年御紀小鳥智可拖能阿婆努能枳

枳始と有が如し伎藝須と云ひ伎斯と云ハ後の事あり然れハ此ハ那那志伎藝斯と訓へきあり古事記ハ雉名鳴女と有を記傳ハ名鳴を那那伎と訓れたれども其国生段畫成の下ハ訓鳴云那志と有ハ從ひて此と同一く雉那那志賣と訓へきあり儲無名と云ハ古来種々の説有と雖も一として取べき者無一として所思えられ無名と云ハ天日鷲と云ハ金色鷄と云ハ頭ハ咫鳥と云ふとハ各形状ハ異別ある号く可き所有を此ハ尋常の雉然る目立つ者めて宜くとて然まて人の異トとまトとみ為み出立せ遣ト給へト間諜者ウカミある謂トありト聞内あり

記傳ハこの考有り云く一ハ伎藝斯と云ハ其名ハ其鳴声を以て負たる者あれバ己ハ名を呼て鳴く意ハ此名鳴女とハ云ふなり云ハ二ハ無名を正字と一ハ此記の名鳴をも那志と訓へし云ハ書紀ハ遣無名雉同之又一書ハ使雉往候と有る同字候字を思ふハ此御使ハ名有る神を遣さずて故ハ雉鳥を遣はし候ハ遣ハハ天若日子ガ状を同ハ視ハめハ為ある故ハ然る微賤者を遣すと云意ハ無名女と云ハ又ハ引る天書ハ報命不得又無功名故云無名雉と有ハ如何己ハ古事記ハ諸神及思金神答白可遣雉名鳴女と有を始より然る功名無る可き者を差せ遣給ふと云ふ是ハ儲此無名雉を二度遣ハされし見田第六一書ハ乃遣無名雄雉往候之此雉飛來因見粟田豆田則留而不返此世所謂雉頭使之縁也故復遣無名雄雉此鳥降來云と有る是ハ先ハ降されし

無名雄雉ハ此国ハ在る所の粟田豆田を見て其ハ求
食^ヲを事^トして終^ニ復奏^スさざり故^ニ復重^ク取^リて無^ク
名雌雉を遣^ハされたる^ニ其無名雌雉を此御紀^ノ及
古事記^ノ謂^ユゆる雉名鳴^ノ女^ノハ當^レれるを其末^ハ亦其
雉不^レ還^ル故^ニ今諺^ト曰^ク雉之頓使^ハ本是也^ト有^ルれ^トも右^ノ
一書^ハハ其先^ハ遣^ハされ^ル無名雄雉^ノの方^ハ此世所
謂^ク雉頓使^ノ之縁也^ト有^テ頓使^ノの係^ル所^ハ大^ニ差^有るを
今何^レハ依^ムむと云^ハ予^ハ其^一書^ヲを取^ルべ^クと思^フえ
たる其^ハ古事記^ハ雉^ノ雌雄^ノ傳^ハの^ニ有^ル一^トと^モ
世諺^ハ雉之頓使^ト云^ハ天稚彦^ハ為^ル死^シて歸^ルる^ニ

りければ其^ハ引附^ナる^ニて却^リて誤傳^有る可^ク
と思^フえたる^ニ宿頓使^ト云^ハ事^ハ使^ハたる^ニ任^ム一^ト向^ハ歸^ル
来^ルざる謂^ハあり記傳^{十三}四十^ノ頓^ヲを比多^ト訓^ム事^ハ
書紀^ハ頓^ハ丘^ト此云^ハ毘陀鳥^ト有^ル此正^ト一^ト據^{アリ}垂仁
天皇七年御紀^ハ不^レ期^ニ死^シ生^ル頓^ハ得^ル争^ハ力^ヲ為^ル履^仲天皇三年
御紀^ハ自^レ是^後頓^ハ絶^ル以^テ不^レ黥^ス詞^部な^トも有^ル抑^ハ比多^ト
云^ハ意^ハ比多^ハ須良^ト比多^ハ毛能^トと云^ハ純^ハ一向^ハ片^ハ寄^ル
て他^ヲを雜^ヘぬ意^ハあれ^バ本^ハ一^トある可^ク略^ト云^ハ此^ハ
熱田縁起^ハ倭武尊御歌^ハ奈留美良^ハ字^ハ美也^ト礼波止保志
比多加知^ハ尔^ハ己^ハ乃^ハ由^ハ志^ハ保^ハ尔^ハ和^ハ多^ハ良^ハ部^ハ牟加^ハ毛^ハと有^ル

今見之源氏惣角
三行此多夜隠り
て得止すしきを予
習行小比多道小
こを睡まとい思
ひ聞ゆれ又六十
むら此多道小
然ハ思一立玉云

△天稚彦が消息
を宿小令伺給へ
る使小副使從者
迄を添りる可き
小比多難唯毒
常ある無名難
遣ハさる程の
御事ある小比多
や此小云

三句も直歩ヒタカチふり万葉五丁三十 小直士ヒタカチ尔藁解敷而九十三
四丁二十 小直佐麻字裳者織服而十三丁二十 小當土足迹貫ヒタカチ十
八丁二十 小多知波奈能成流其實者此太照尔ふど有も
一向小他を雜へぬを云ふり此小因て記傳ハ頓使ハ
副使も從者も無て唯獨あるを云ふるべし 欽明天皇
十五年御紀ハ單使ヒトヘツカセと云と有り其も比多豆加比と訓
て宜一うる可一略と云れたれども然ず頓使ハ此
多夫流豆加比の義ハて實鏡開始章第三一書素戔鳴
尊の日神の御許奏給ひて辭見の御詞ヒタカチハ自比永歸根国矣
と有も古事記訶志比宮段ハ神より天皇ハ汝者向ヒタカチ

道ミチと有るども一向ハ歸るぬ方ハ向ハせ給ふ意あれ
バ此も往イて還来ぬ使をバ諺ハ頓使ヒトヘツカセとい云けるあり
けり其一書ハ因見粟田豆田則留而不返と云ハ古事
記ハも亦其難不還と云を養て難頓使と書されたる
を以曉る可イハ有ける 即行て還るぬ右ハ万葉
一丁 一向ある意ハ云ると其義終ハ一ハ歸ハる者あり
記傳ハ九て大事の使を遣るハ副使從者ふども無て
獨あるをイ頓使と云て忌む事ハ強事あり諺ハ云れた
るハ右ハ行て返事為ぬ使を雜頓使ヒトヘツカセハ此イへて昇イめ
たる者ハ行て忌む事ハ例ハ非ず又口訣ハ頓使者急
使也と云ハ纂疏ハ卒然差使之謂也と有るども記傳
ハも云れたるハ如ク頓字の義ハのを抱りたる説
ハ共ふて云ハ故其第六一書の傳を天神本紀ハ思兼
ハ足ずる云

神諸神答曰可遣無名雉亦鳩因遣無名雉鳩而往就之
 此雉鳩亦降来見粟田豆田則留而不返是所謂雉頓使
 亦豆見落鳩是其縁矣矣と有て無名雉小鳩をも副て降
 一給へる趣めて謂ゆる雉頓使と云諺の有あり外小
 豆見て落る鳩と云諺と有しありけり偕天書小無名
 雉者天之後園神也云々と有し實小在し事々然り也
 今知べりすと虽も口訣小無名雉者神所變字
 と云ふ疑有り故思ふ小右の雄雉と鳩と然り事々
 も思めり思めりと云ふ粟生豆生を見て留めて復命
 を忘ると云ふ此の雉真の鳩して神所變と云物めて

無事可也
 非事云も更ふり次ある無名鳴雉ハ先の雄雉の
 留れるをも伺ふ為り遺されたる其任長重月状と見へ
 此ハ神所變とも云へ事有
 り度會元長神祇百首小鷹を名無雉の習も知つて天
 津鷹今年も来ぬ聲の聞ゆると有て詞小私云無名
 雉の神名を彦国見賀岐建共束見余と申奉る天雉彦
 但馬国上部宮と申す下照姬肥前国階武宮と申す云
 と有て今助けて云む上代本紀の彦国見賀岐
 建共束命号度會国見神社也と見え神名秘書小度會
 国見社天日别命子彦国見賀岐建共束命在沼木郷山
 田村と云り然此とも天日别命ハ神武天皇の東征小

今通證小曲礼
 取其性取介也
 瑞雉生取介被
 所獲心自居折
 死有取也
 の性能物と取
 る者あるを取
 遣ハされたる
 小云れたるハ
 言ふが天神の
 心唯目立
 する者を使
 て其油断を
 小云と小有
 や

仕奉て宅地を大倭耳梨之邑の賜ふ由伊勢風土記の
 見えたる其子ありむ人の此時の在て仕奉る可き
 由無しと雖も彼ハ^頭忍鳥あどの如く何れの神も然る
 無名雉小化て仕奉るれし事の有^{傳説}依て我方へ引附
 て然る妄言ハ云いありめと其妄説が即神所變と云
 傳有と云事の證文とも成べきハ此文世の傳はる上
 人の有あむと今引て吾が見を云ふ者あり勉^感
 事勿れ又但馬国上部宮と云事心得す東大寺正統
 帳小粟鹿神戸と云有^一棟ふ思^り朝来郡倭文神社例
 の如く^下脛命ありむわ^り由有^と云べ^くや肥前国階
 武宮の肥前凡士記の基肆郡^社郷有を云^り今詳あ
 る又天書小無名雉者天之後園神也為人清潔少好
 云^こと有^あると見^ゆ○伺之ハ第一^一書^の使^雉往^候

之と有る候之をハ美志年と訓^三其を金澤本ハ美
 世志年又宇迦賀波志年と訓^た即神武天皇戊午年
 御紀ハ天皇即遣道臣命察^ニ其逆状又ハ乃出女軍以臨^ニ
 之^モあど有る察をも臨をも美世多麻布と訓^ハ等
 く令見給ふ義あり然して天稚彦赤心有て荒振神を
 征平る^る黒心を以て其国ハ留住^る其消息を令伺
 給^ハむ為^ハ無名雉と云て何の事も無き常の雉をハ
 其傍^ホ遣^ハされ^て其捕情態を見届^しめ給へるあり
 右の宇迦賀波志年と有る訓^ハ就て又云むハ推古
 天皇九年御紀ハ新羅之間^ウ謀者迦摩多到對^馬則捕^以

貢之又孝德天皇二年御紀小初脩京師置畿内国司郡
司ヤカク開塞ウカミ候防人馭馬傳馬又天武天皇元年御紀小自
近江京至于倭京處之置候ウカミと有て間諜をも候をも
候を宇迦美と訓るハ万葉八四下十ハ此丘尔ハ牡鹿履
起宇加渥良比云こと有ハ伺狙ふて是伺を宇迦と云
例あり今此章成就て云時ハ天穗日命をハ巡察使ハ
充べく天稚彦をハ征夷使ハ充べく無名雉をハ間諜
者ハ充て心得むハ遺事非トウトウト通證ハ間諜出吳
視也今謂細作蓋俗言是ト報軍情飛泄ト密事之人也と有
謂リ職員令大國守の下ハ候を遠見と訓て其義解ハ
有あど一應此ハ心得見べし○其雉飛降第一一書ハ

△即敘達天皇上
二年御紀小門下
用明天皇元年御
紀小門底と有ハ共
と加度能母登マ
訓ると同ト意味
あり

ハ飛下ハ作れり古事記ハ故尔鳴女自天降到と有
り但鳴女の上ハ名字脱たる可ト神武天皇戊午年御
紀ハ果有頭ハ咫鳥自空翔降と有ハ右ハ同トト訓た
りハ○天稚彦門前第一一書ハも出たり古事記天若
日子之門と有る傳十三二十下十ハ門ハ此国ハ淹留りて
住居ハ家のあり此家ハ何国ありけむ知り難ハ出雲
国ハ有るむと云れたれとも出雲国ハ神名式ハ
阿須伎神社の次ハ同社天若日子神社同社天若日子
神社ハ二有ハ味耜高彥根神の善ト子友あり時の靈
と罷りれハ後ハ靈とを分ち祀れる者ハ所思ハけれ

バ其を以ても定め難く又風土記神門郡多伎郷の下
所謂ゆる阿陀加夜努志多伎吉比賣命ハ上百四十
注るか如く下照姫命ハ坐せハ共ハ住給へるうと思
ふ其も常所あるハ非るや然ふも非ず又其喪屋を造れる所ハ決く飛彈国
と思しきを万葉歌ハも天探女ハ磐船の泊たれハ高
津ある由云れハ彼比賣許曾社ハ其妻神共ハ任ハ
れたりハ間の事あるところ此ハ餘りある推量の如
国ハ生島高神之地云て御父大己貴神御在
坐ハ神跡あるハ然る物ありて御兄味耜高彥根神ハ味
原の地ハ住せ給へるふどの事共己ハ傳ハ卷ハ十
丁ハ注る如く外ハ若下照姫命の許ハ任れたるむ
ハ非トとぞ思ふ外ハ門ハ通證ハ金門の略ある由云れ

たり安康天皇前御紀ハ穴穗皇子聞則圍之ハ前宿禰
大前宿禰出門迎之と有る其時皇子の御歌ハ於朋摩
弊鳥為摩弊輸區餓訶那杜加礙訶區多智豫羅涅阿梅多
知夜梅年と有る此訶那杜加礙を叙ハ金戸陰也私記
日師説古以金鎖天門戸宇久佐礼利故白訶那杜加礙
謂門戸之蔭也と注せる是あり万葉四四下十ハ小金門
尔物悲良尔九十八ハ小金門尔之人乃来立者十四二十
小兒等家可奈門欲由可久之要思也又又三行可奈門宇久佐礼利故白訶那杜加礙
尔午婆奈礼字思美と有り和名抄ハ門附舍四聲字
苑云門和名所以通出入也唐令云門舍和名加六品以

下及庶人不得過一門兩下之所見たり又思ふ古王
 公の御門の金鎖を以て固も為べけれども古あるむ
 うる小土庶の門の至てハ然る固をハ並て物為と云
 事ハ必有よどまあり其同抄小戸野王案在城郭曰門
 在屋堂曰戸と有て戸ハ物の往來出入する所の稱
 其其次小窓和名末度と有ハ間門あり水門日本紀私
 記云水門美止と有ハ字の如く水の流出る門あり俗
 小屋前を加度と云ハ屋後を世度と云ハ埴埴囊抄
 謂ゆる背戸是あり然る時ハ加度の加を金の略とハ
 難云うり然れハ加那斗ハ處之門ハアリカスミカタカ
 在處住處直處

あどの處ハ屋堂ハ唯ハ戸と云るを其外郭ある
 故ハ處之門とハ云るあり然れハ私記ハ説ハ金鎖を
 眼を著て門と云事の全体を思ハざる説ありけり但
 右ハ引る文ハ古以金鎖天子門戸云と有一本
 無ハ依れハ通證ハ其説を兼け且右ハ引る如く万
 葉ハ金門ハ金門有ハ依て其義ありむと思ハれたる
 説ハ○所植の下ハ植此云多底葉と有ハ即生立る事
 を云あり仁徳天皇前御紀哥ハ智破椰薺等干泥能知
 多利珥和多利涅珥多底屢阿豆依由淤摩由弥と有ハ
 弓の事あれども其梓木檀木の生立る事ハ係たる
 皇極天皇三年御紀歌ハ武舸都烏尔陀底屢制羅我
 你古祢峯曾と有ハ於向岑立有木之柔根と云事あり

けて制羅ハ木名ありと云り万葉一二丁三ハ真木立荒
 山道字二三丁四ハ真木立石破山越而三四丁五ハ真木之
 立荒山中尔海成可聞六七丁八ハ三茅野之真木立山湯
 十三十四丁十五ハ三茅野之真木立山尔と有るどハ真木の
 生立るを云り七八丁九ハ向峯尔立有桃樹十五十六丁十七ハ波
 奈礼蕨尔多尔流年満能木十七十八丁十九ハ可年依備廿立
 底多底流都賀能奇十九二十丁二十一ハ雪島巖尔殖有奈泥之
 故波と見え古今春上詞書ハ初瀬ハ詣る毎ハ宿りハ
 する人の家ハ久ク宿ス程経て後ハ到れハければ
 彼家の主人如此サカ詳カハ有る宿スハ有ると云出シ侍

けければ其所ハ立りける梅花を折て詠る秋上ハ女
 郎花憂ウ見ミつツ行過リ男山ノ立りと思へハ
 ぶど後の歌ハ多ク詠り又大殿祭詞ハ今奥山乃大
 爾介字以伐採ハ本末字波山神尔立留木字爾部能
 氏ノ有ル其祈年山口祭詞ハ遠山也山尔生立留大
 木小本字本末打切氏持参来也と有りハ立留と
 の云フ事常ニ其由祝詞講義ハ如此委シハ略て
 注せる事ハ今少云あり○湯津杜木下杜木此云
 可豆羅也と注されたり第一一書ハ湯津杜樹と作
 古事記ハ湯津楓と書されたり海宮遊行章ハも
 湯津杜樹其第二第三一書ハ杜樹第四一書ハ百枝杜
 樹と有ハ古事紀ハ湯津香木と作て下ハ訓香木云

加都良木之注され山城風土記の八月詠尊受天照太
 神勅降千豊葦原中国到于保食神許時有一湯津柱樹
 月詠尊乃倚其樹立之其樹所有今号桂里之見え万葉
 七三十一向園園之若楓木下枝取花待伊間尔嘆鶴鴨
 十四三十一安之比奇能夜麻可都良加元麻之波尔母
 衣可名伎可元字於吉夜可良佐武十八三十一加都良
 賀気香具波之君字るど花を詠之香を詠乃又漢籍
 小謂ゆる月桂を詠る八十四三十一月内之楓如妹字奈
 何責十四月人楓枝乃色付見者又四十四天海月船
 浮桂梶懸而榜所見とも有て右件杜木を楓をも桂を

必訓たり又新撰字鏡小椿を加豆良と有ハ記傳小之
 れたるが如く香木を一小為たる字あり又山王耀天
 記と云ふ中昔の書ハ槁をも加都良ハ用ひたり其
 事共ハ次ハ注す可一先湯津の事を云ハ記傳十三二十湯津
 ハ五百箇ハて此ハ枝の繁きを云ふ石屋戸段ハ五百
 箇眞賢木朝倉宮段ハ百枝槻木又書紀ハ百枝杜樹仲
 哀天皇八年御卷ハ五百枝賢木あど有る葉あり万葉
 三二十九ハ五百枝刺繁生有都賀乃樹乃あど詠るをも
 思ふ可一又湯ハ竹あど有る湯も同ハ五百ハて繁
 きを云ハ一と云れたる是あり海宮遊行章ハ有一湯津

今趣あるふ午
雅及本草に依る
時ハ楓種をハ牡
桂と云べし楓をハ
此種と云べし状
ありけり

杜樹と有ハ続きて枝葉扶疏と書されたる是其湯津
の語を注されたるハ異あるが楠五石箇の説ハ傳十
九ニ而六十一百三ハ己ハ注りき
扶疏ハ漢籍ハ枝葉
湯津ハ枝の繁き事を五百箇又ハ湯津と云ハ合ハ
湯津石村と云ハ時ハ磐石の多く群がるあり湯津ハ
楓と云ハ楠箇の繁ハ密なりあるあり中臣壽詞ハ由
都五百箇と云ハ由都ハ枝葉の多きを云ハ五百ハ
何れハ皆同意あり右の字共の中ハ楓ハ香木とハ世
ハ謂ゆるハ牡桂あり桂ハ女桂あり先ハ本草和名ハ
楓香脂一名白膠香五月斫樹為軟楓樹一名楓一名格
柎音柎已上和名加都良と有ハ雌を醫心方ハ和名加
都良乃安不良と有ハ其木を指す一ハ脂を云稱あり

和名楓ハ楓兼名苑云楓一名楓凡楓二音和爾雅云有
脂而香謂之楓と有を引て記傳十三ハ丁ハ楓ハ爾雅
郭璞註ハ樹似白楊葉岡岐有脂而香今之香楓是也
云ハ又他ハ漢籍共ハ能紅葉する物と云リ具原氏云
楓ハ其葉信ハ白楊ハ似て両ハ相對ハ賀茂祭ハ用ハ
る加都良桂是あり筑紫ハ桂木と云ハ其葉楓より大ハ
て花ハ大角豆の花の如くハて三四月ハ開ク形状ハ
漢土の楓ハ似たれども紅葉せず香も無しと云ハ今
考るハ賀茂祭ハ葵と共ハ用ふる加都良ハ信ハ香も
無く紅葉せず漢の楓ハ當らざる云れたるが如ク

楓字ハ克も當ふずとも字加豆良ハ云物ハ賀茂祭
の加都良是ハ右の万葉歌ハ花を詠ミ香を詠ミ者
是あり又其葉の能繁る物あるガ故ハ蔭をも當たる
あり又記傳ハ源氏花散里ニハ大なる加都良の木ハ
追風ハ祭の頃思ハ出されて云々此ハ楓と思ハきハ
香も有げハ聞ゆ處女ニハ前寮院ハ徒然と眺め給ふ
御前あり加都良の下風馴ラハきハ就ても若き人と
ハ思出る事共有を云々此も楓と聞えたり此文の意
ハ桂ハ然しも覆バハ物ハ非ぬと新葉の頃ハ火
の香薫り有マ云ハ祭の頃の風情を云むとて然章

ありたる文あり可ハ云々然る言あり賀茂祭の
集人も皆加都良採頭して神山ハ早ふる神の御河
礼ハ葵ハありけり堀河後百首ハ神山ハ新加都良ハ折
月の内ハ我思ハ事ハ成ハ首ハ神山ハ新加都良ハ折
集ハ葵ハありけり堀河後百首ハ神山ハ新加都良ハ折
無ハ家の宗像大神ハ事ハ成ハ首ハ神山ハ新加都良ハ折
院ハ家の宗像大神ハ事ハ成ハ首ハ神山ハ新加都良ハ折
楓ハ黄ハ葉ハ弱ハ枝ハ善ハ漢宮殿ハ多ハ植ハ至ハ霜ハ後ハ葉ハ丹ハ可
愛ハ云ハ其ハ葉ハ丹ハ然ハ説ハ然ハ此ハ皇國ハ一ハ種ハ木
もて全ハ極ハ薄ハ葉ハ丹ハ然ハ説ハ然ハ此ハ皇國ハ一ハ種ハ木
と定メ難クヤ桂ハ本草ハ和名ハ牡桂ハ一名木桂ハ出陶一
名桂枝ハ一名桂心ハ出注一名枝桂ハ疑一名木玉ハ出太一
名清桂ハ一名山桂ハ出注一名枝桂ハ疑一名木玉ハ出太一
桂正謂一名上唾ハ出注一名枝桂ハ疑一名木玉ハ出太一
皮赤耳一名上唾ハ出注一名枝桂ハ疑一名木玉ハ出太一

△然る小雅不枝
木桂と有る注今
南人呼桂厚皮者為
木桂、樹葉似枇杷
而大皇華之而不著
葉冬夏常青問
無雜木在桂者是也
之有又

△厚く堅くけり
桂字実小昔れり此
あると和名あり
異れり其抄書
さる時や配損ハ
れしある可き
ころ

一名招搖已上二名と見え和名扱小桂兼名苑云桂一
名授計寢二音和と有る此小北桂の稱有る本草小
時珍云北桂葉長如比巴葉堅硬有毛及鋸齒其花白色
其皮多脂齒桂葉如柳葉而尖銳光澤有三縱文而無鋸
齒其花有黃有白其皮薄而卷今所用半卷及板者為杜
桂即明白也同范成云凡木藥心皆一縱理此即肉桂也
と見えたれ漢書云桂有兩道如圭形故字從圭此
記傳右の如く女加豆良の名は出まれるありけり
長秀と云る僧有けり五條西洞院ある所小桂宮と申

す、其門前々大ある桂木有ける故よあむ名けとる
彼長秀本醫師ありける其木を見て桂心ハ此国小
も候しひけり此其枝を伐取せ桂心を取て薬小用
ひける小唐江土のふ勝りけりと有り此桂今も有て
全漢籍ふ云ふ小同小即肉桂と呼あり但其桂ハ皇国
の稀ふところ有けれ古書ハ加都良と云る趣ハ何
處ふもこしし偏く有る物とぞ聞ゆる故今世々多
夫々云木有り何處も多き物ふて其狀見分難き中
で桂小似たり斯れハ古小加都良と云ハ並てハ此
多夫木ふて其中ハ適彼桂宮小在しガ如丹眞の桂

の交りけむをも一子呼しある可一處に依て陀母と
 も陀麻とも藪内桂とも云ふ其原氏云く多夫の木桂
 の葉^類めて二種有り一種は白多夫と云ふ葉は桂に似
 て香少く冬赤実生る一種は久須多夫と云ふ葉白多
 夫の如くめて殊に能桂に似たり此葉も桂葉の如
 く本より分れたる縦理三條有り実ハ冬熟して黒し
 香も桂に良似て味も辛^①右二種共ハ大木有りとい
 云の意^取と有ハ信ふ然^然る所思ゆる然れば賀茂奈の
 用ふ^{メカウラ}楓は姑く此ハ桂と心得べく右の桂宮の桂
 又漢籍の謂ゆる月桂あどの類をバ^{ヲカウラ}桂と當て甚能

又委裏名義林
 小桂と書加都良
 又加都良と訓たれ
 其より古き

出せり元より
 同委裏に非れども
 名の同くして混
 さい故中昔
 お假小桂と分ち
 一ある可一然れ
 ども其ハ殊小分ち

合へるを和名抄ハ楓を字加豆良ハ桂を女加豆良ハ
 當りれたるハ當昔然る事を誤る可ハ非^非れハ後世傳
 寫の誤あるをこそ^{記傳ハ楓と桂とハ近き類の木ハ}
 の如く此桂を分し^{ハ非ず甚異あるを和名抄ハ同類}
 都良との之云けむ故和名抄の外ハ^{有ハ常ハハ唯加}
 だたる事無^{ハ云れたるハ甚委一ハ考あり類然れ}
 然^ハ右の楓桂共ハ此桂の言を去る時ハ唯加都
 良あり然計り種類の異なる物ハ何を以て同名を負
 せたるをむと考ふ此ハ海宮ハ^ハ柱木を^ハ門
 前ハ所植^ハ木の状ありければ古人家^ハ這入の門外
 此二樹を左右ハ並植するなどの所由有^ハ故ハ此桂

古今雜下
三輪の山本
訪ひ来坐せ
杖三門

牡桂あるの標を別てりて其木名も門面の言を
以て呼ぶ者ハ非る古の殖木を以て家の標と為
し事ハ石の謂ゆる桂宮あるも門前ハ大なる桂木の
有る依れりハ云も更あり處女巻の御前ある桂の下
凡あど有も門外を云ある可く然らぬも万葉三
詠東市之樹作歌ハ東市殖木乃木足左右と詠之
春上ハ好家の這入ハ立る青柳ハ今や鳴らむ鶯の
声又赤深衛門集ハ石山の詣ハ云し過て幾計
ハ過て行く遍き門の標あるむと有るハ桂ある
ぬども門前ハ木を植て標と為る名残ハ有る者あり

故古事記ハ楓ハ有る右ハ云る此桂あり香木と有る
牡桂あるを取交て其ハ共ハ門前の桂ある事を明さ
れたる者ハ所見たり然して此ハ杜木又杜樹と作れ
たるハ記傳ハ字鏡ハ杜毛利又佐加木と有る思ふハ
彼今云ハ多夫ハ木ハ殊ハ瑞ハ甚能榮ゆる木ハ
れハ上代ハ此をハ榮樹ハ用ひ又神社あるハ殊ハ
多く有けむ故ハ即毛利ハ此字を用ひハある可
ハ万葉十下ハ志良加志ハ白杜材ハ作るハ加志を
ハ古ハ榮ハ用ひたり此彼合せて思ふハ杜木と書る
ハ桂の方ありけり云れたる如く桂ハ一方ハ就て

書されたり又ハ推古天皇六年御紀ハ難波社天武
天皇元年御紀ハ高市社ト書れたり有ふハ亦ト訓あるを説
文森木多貌ト有る義を取て楓ハ在れ桂ハ在れ枝葉
の扶疏オ方オ用ラれたるハ此社の加都良を並植る
義を思ハれたるハ者トこそハ所思えたりけれ新撰
集下卷戀ハ戀ハ侶景緒谷不見之玉桂殊者根佐倍丹
掘午相店ト有ル家側ハ桂木ハ在ル以詠ハク又後
遂丹何為共砥歎玉桂戀為留屋門ル生増留監ハ右ハ
同ハ共ハ相外ハ桂を植ル証ハ云ハクハ備私記ハ
案社共ハ相外ハ桂を植ル証ハ云ハクハ備私記ハ
と有ハ却ハ僻事ハ有ル事右ハ云ハクハ見テ知ベシ又社
を和字アリハ云ハクハ説ハ良海本ハ抄此云須惠ハ注
有リ私記ハ必須惠ト有リ即古事記ハ謂ハク湯津楓

上ト有七同ト意ハ和名抄ハ樹指唐韻之指所交反
須枝梢也ト見えたり是あり○居ハ袁理ト訓ハ私記
ハ字留ト注ト一本ハ字里ト有る趣ハ次ハ有る天
探女ハ言ハク高鳥来居社抄ト有リ第一ハ書ハク鳴声悪
鳥在此樹上ト有ふハ居又在字をハ袁理ト訓ハ古
事アリ斯ル語末ハ然云例ハ神武天皇戊午年御紀ハ
此若璫破而異離鳥利若毛比若璫破而积伊離鳥利若
毛古事記ハ比登佐波尔岐伊理袁理比登佐波尔伊
理袁理登母高津宮殿ハ久毛婆那礼曾岐袁理登母記
傳十四二下ハ引れたる万葉十六四下ハ臉腫而幡幢

日本書紀傳三十一
〇百九十三

今又云しと云て眺
み居り又存おも非
ぬ身を和すて
思ひ居り夕顔
お人の兼引ぬ程
不てたか猶然りぬ
可き邊の事ハ好
ましく思ゆる物
を思ひ居り

尔居古今俳偕人の遇五月の無ハ思起て胸走火ハ
心焼け居り土佐日記竹取ハ黒鳥と云鳥岩の上ハ聚まり居り
竹取物語ハ傾き居り又點頭居り又眠り居り伊勢物
語ハ男籬籬を履て戸口ハ居り云思ひ居り玉葛
ハ額ハ手を当て念ト居り又更ハ手を放さず拜
入て居りあど多き辞あり記傳ハ居ハ語ハ終ハ
ハ訓ハ如何ハ後世ハ心ハ思ハる可ハけハ居リ
ハ有ハ同ト格ハ活用ハ言ハて語ハ終ハハ衰理ト云
云れき○古事記ハ此所言ハ言委曲如天神之詔命
ハ有ハ殊ハ委ハき者あり其天神ト申すハ天照太神
高皇產靈尊ハ渡ラセ給ハ事申すも更あり其詔命ト

申すハ前文雉名鳴女を遣ハさるハ所ハ汝行問天若
日子狀者汝所以使葦原中国者言趣和其国之荒振神
等之者也何至于八年不復奏ト有此事を委曲ハ宣
聞セたるあり第一一書ハ其雉飛降居于天稚彦門
前湯津杜樹之杪而鳴之日天稚彦何故八年之間未有
報命ト見えたる其鳴を古事記ハ言ト云ハ其次ハ
聞此鳥言ト有れば人の言語ハ如ク宣ハれハ事云
ハ更あり彼神武天皇戊午年御紀ハ皇師大率將攻磯
城焉中更遣頭八咫鳥召之時鳥到其营而鳴之日天神
子召汝怡聲過ハハハ兄磯城念之曰中鳥即避去次到

又海宮行幸の事
及鯉の言託せし事
見へ古事記の天皇
受命命乃乃卷道
聚鱗層物鱗層物
以問言汝者天神
御子任奉耶諸與
為皆任奉白之中海
皇不白尔天皇受命
命語海龍此口字不
答之口而以細力折
其口云事と見八九
り又
雄略天皇五年御紀
不夫皇授瑞于葛城山
靈鳥忽来其穴如雀尾
長曳地而日馬日馬力
努力俄而見逐豎猪
從草中暴出逐入
と云事有と馬
ヤして人語を成し
たふあり又推古天皇
三十五年御紀の陸
奥國有物此人談
之又

第磯城宅而鳴之日天神子召汝怡弊過、
城慄然改容曰略中因以隨鳥詣到と有る此、
の鳥の化給へる已不古事記小稱羽之黒莖の言語有一事ハ更あり猶故素人の言語を以て宣給へ
るゆて此の無名雉小同し人世と成ても猶斯事有
皇極天皇三年御紀の志紀上郡言有人於三輪山見
猿畫圖睡竊執其臂不害其身猿猶合眼歌曰武舸都鳥
尔陀底屢制羅我你古称婆曾倭成底鳴騰羅每拖我佐
基泥基佐泥曾母野倭我泥騰羅須謀野其人驚恠猿歌
於捨而去此是経歴敷幸上宮王寺為蕪我鞍作圍於膽
駒山之北也と有る猿小して人語を成し歌へり者

二重異記 僧道
昭々唐國へ渡り
云々の所小虎衆
之中有人以條託
等問也と云るも
虎の人語を成せり
謂ありと見ぬ

者あり實然疏の鳥而人語如礼記鸚鵡能言不離飛鳥猩
能言不離禽獸及華表白鶴之類或亦有如妖言者陳
後主滅之時蔣山衆鳥鼓兩翼以拍簪曰奈何帝奈何帝
如是類多記見傳記矣と注させ給へる然る御説を
り、
西蕃の謂ゆる公治長と云が鳥語を聞ふと云
るあれハ此の比例非ず又雀語猪語を聞ふと云
云と石の等し又狐狸あどの自言語を成す事能ハ
ざる者ハ人ハ憑て言語を為す事有も此とハ別あり
又延佳説の取介の賤士を雉ハ比へて云たる例の
曲由言の文のやと一も ○天探女の此云阿麻能佐愚謎
云あり取りも足す

古事記の天佐具賣と作り知名抄鬼魅類の日本
紀云天探女和名阿萬一云 安萬乃私記ハ天探女阿
佐久未

日本書紀傳三十一

〇百九十五

乃佐と有り万葉三丁久方乃天之探女之石船乃
 泊師高津者浅尔家苗香裳と見え津国凡土記天探
 女乗磐船到于此以天磐舟泊故號高津と有り然るも
 代匠記引る凡土記難波高津天稚彦天降
 り一時属て下れる神天探女磐舟乗て此に到る天
 磐舟の泊る故み高津と号く云々と云り右の如くハ
 天上より降れる神ありと虽も第一一書ハ時有国神
 号天探女と有れば天上の神ハ非ず本より国神ハ
 て在りて天上より降れる稚彦の従ひ居たり故ハ
 天の言を冠て天探女と云るあり右の哥ハも記ハ

△或説ハ大和本記
 曰根川西生郡天探
 女神社を下照惟
 命の比賣許曾神
 社御事と為
 如何

も尋常の船の泊るが如く云成るを見れば天上より
 降れりとも定めてハ難云きを其上天稚彦ハ矢を
 賜ひて征伐の御使として降さるとハ女神の隨ハ玉
 事ハ似氣無さを以て予ハ國神必有傳を以て正
 とハ取らる或書の朝野群載曰根津国東方於味原有
 石船往年下照姫坐跡云と見えたるを今有る本ハ
 見へず味原ハ昔味鉏山と云地めて御兄味耜高彦根
 神の御在り坐り地ある事傳三十丁ハ注せし如
 くあれハ由有る地ある者あり今ハ橋村の西南田圃
 の中ハ一堆の丘有り波下至土野原と云ハ俗ハ磐船

公然事も有る
りごと

山々云ふ其船長四十尋余石中有四凸
置中央實珠一顆名曰如意珠其船向東北待智者動搖
其上有祠祭祀石靈云と見へたり但置中央實珠一
動搖ふと云ふ其事を神の爲る説ある可し又八雲御
抄の天の磐舟の泊る所高津と云ふと書させ給
へり難波古圖を見る所小橋村を東わして中味原
村あり西高津の當れこは高津と云ふより少
東寄れる天探女と云名義ハ佐具ハ離あり又疎あり
地をめぐり又説あり又驚あり如此く數義ハ且了如し
又説あり又觸あり又愕あり如此く數義ハ且了如し
と雖も其本ハ離の一義ハ出たり其ハ傳十二百六
注るが如く天照太神の荒御魂の御名を神功皇后元
年御紀ハ撞賢木嚴之御魂天疎白津媛命と申奉れる

ハ天疎を一傳ハ向廣男聞襲大歷五御魂速狹騰騰
有て此其狹騰と有て其意ハ下文ハ我之荒魂不可
近皇后當居御心廣田國と誨給へるが如く御軍の時
ハ先鋒ハ進ませ給へれども其御政を畢させ給ひて
ハ御許を放らせ給へし御心廣田國より守らせ給へ
り又四神出生章第十書ハ伊弉諾尊の昔泉より
返らせ給ふ所ハ盟之曰族離又曰不負於族中次掃之
神号泉津事解之男と有る族離ハ彼建絶妻之誓と云
事ハて其生坐る神名をも泉津事解之男と申すハ其
國ハ顯国の界を分て疎る義あり其時ハ掃ひし成出

神の奥疎神邊疎神と云る古事記の所見たり其ハ
 御門祭詞の四角方四角利疎備荒備来武天能麻我都此
 登云神乃言武惡事尔相麻自許利相口會事無久云
 道饗祭詞の根国底国里共鹿備疎備来物尔相率相口會
 事無云と有る邪神の委類めて祈年祭詞の謂ゆる
 疎天留物是あり天探女と云ふ佐具と右の離サと同ト
 くらして疎ふる謂有る由右等の証共を照して察はむ
 可ハ但天照太神の荒魂あるを邪神の例引奉る
 狂津日神と申奉りて天の下の邪正善惡を糾して政
 世給ふ御在し坐が故の大御許を放し天疎日向
 れるか如し又泉津事解之男神の事十三卷四十四

丁カ注 記傳十三三十一口訣談天探女者從神謔言也
 と云ひ纂疏小雅彦之侍婢也有る然も有へし名
 義ハ或人の探女者探他心多邪惡也と云る此意あり
 可一落窪物語一下三十一勿佐久自理云阿古岐
 と云ふ佐久自理居て早取隠してけり云と有る
 阿古岐ハ女名あり其女を指て佐久自理と云ふあり
 源氏摠角三十一の宮小預け奉り後安けれど甚佐久自
 理老オげたる人立交りて自氣然迫オきも敢無オき程か
 云云と有る是等の佐久自理と云事佐具賣名の義小
 叶へり神と有る佐久自理を細流小賢イ指過トた

る心ありと注せし又花鳥余情の鑄字を佐久自理と訓り角ゆて為たる錐あり物の結ありれたるを此錐よて解く物あり礼記内則篇の童子の父母の仕奉る時其具する物の一ありと有ハ内則の謂ゆる大鑄小鑄是あり知名抄刻鏤具の鑄唐韻云鑄許規反和角錐童子佩鑄說文云角銳端可以解結者也と有れども古ハ佐久自理と云ハ物と見ゆ又或説の詩經の童子佩鑄と云ハ童子の出過て賢たてを為るを諺めたる詩あり此も其を下心の持て年少ある人の小賢過たるを云ゆと注せざるども能其語意を得たりと説共

あり若て記傳ハ今世の諺ハ天之佐古と云ハ此名あり其も左右小人の悖ひて心悪き者をおむ云めると云れハ然る説めて人の是と云へハ我ハ非と云ハ人の此と云へハ我ハ彼と云て悖り戻り者を世ハ天之佐古と云て悪むあるハ實ハ天探女の諺の遺れる者あり有ける和訓栞ハ天之佐古ハ神代紀の所見トて両金剛の踏へたる小悪鬼を繆め呼ありと梅村載筆ハ見内然此ハ天之邪鬼の轉せる語ありと云り昆汝門ハ云ハ陀羅尼集ハ昆汝門天像令身被金甲而足踏女人之肩或云乃其母也と見えたりと有り佛書ハ謂ゆる烏摩妃と云物を天之佐古と云めると同トて天之邪鬼の義ハ取成て其徒ありて定めたる訓ありと云其元ハ天探女あり出たる者あり事云と更あり因云此事を言ハ居ハ第第子川口國

語けくハ出羽国秋田辺めて小兒あど多く群寄て
山向ひて大の叫ぶ時ハ其声の應ふる此を山彦と
云ハ井を巡りて天之佐久と云ハ其を立て呼ぶ
時ハ其響有て應ふるが如し其を天之佐久と云ハ
此ハ其在所能代と云地ハ在る事ハて自も幼稚
ある程ハ為し事とぞ其井底の響を天之佐久と云ハ
予が説ハ如く根国ハ属る鬼類ある傳ハ田舎ハ遺
りて有し故ハ然る遊戯ハ古くより出まりし者ハ
思ハ又口訣ハ天探女ハ從神ハ一ハ説言する者あり
と注せるも此の狀ハ能合ハ古事記ハ天佐具賣聞
此鳥言而語天若日子言此鳥者其鳴音甚惡故可射殺
云進と有る此云進と云事ハ一ハ謂ゆる説言あり万
葉三十一ハ痛醜賢良字為跡酒不飲人字熟見者猿二
鴨似又三十三黙然居而賢良為者飲酒而醉泣為尔尚不

如来十六五十一ハ王之不遣尔情進尔行之荒雄良奥尔
袖振又官許曾指互毛遣米情出尔行之荒雄良波尔袖
振おど賢良をも情進をも情出をも訓ハ右等ハ何れ
も賢いぶる義ありければ右等の字共ハ能合ハ又古
今俳偕ハ佐加斯良ハ夏ハ人真似笹の葉の喧く霜夜
ハ我獨寐と有ハ人真似するハ賢いぶる由あり曲
礼ハ長者不及母僂言と有る僂言を佐加斯良と訓ハ
事あるを注ハ僂言也參錯不斜之只長者言事求竟未
及其佗少者不可攀祀事為言暫然錯雜長者之説と有
ハ此の意ハ能叶ハて指過ハて賢い立を為るを云由

あり和玉篇の倭を佐加斯良と訓る、易林本節用集
 の諛利を和諛を訓之合類節用集の諛諛言を訓
 て媒華又奇詆又点約を同ト云由云り荀子小傷良
 曰諛と云ひ莊子小好言人之惡謂之諛あか出たるあ
 とをも照し并ふ可し然して天探女と云ひ諛女の義
 有と云ひ此意を照して云所あり大凡右の謂ゆる
 歸る事此を以て見る可きあり此も小賢又賢
 めく又賢あり又賢あり又賢あり又賢あり又賢あり
 様事あり中古の諛み中放る神と云有し天探女が
 事常あり中古の諛み中放る神と云有し天探女が
 天相彦推の進めたる諛言の依て終ふ忠誠ありざる
 神と成竟あり玉葉二十一大伴宿祢傳巨勢即女時

古今意四か天
 原臨美う一鳴
 神と思ふ中をハ
 割了物とと詠
 ると然る事の有
 り依て詠あり

歌小玉玉葛実不成樹ハ波千磐破神曾著常云不成樹別
 尔と有ハ上五下十注るが如く花咲て實の生るハ草
 木の常あるを然るめと云ハ荒振神の依託る為なる
 事云ハ更あり其巨勢即女報贈歌小玉葛花耳聞而不
 成有者誰戀尔有目吾孤懸念子と有ハ依れハ男女の
 中の合ふハ離るハ然る神の依託ハ故ありけり源
 氏惣角二十ハ中君ハ何方ハ御在ハ坐中略何と
 て甚持離れてハ聞給ふと何と是ハ世人の云める
 恐トハ神が託奉りつとむと齒ハ打透て愛敬無げハ
 云成す女有り甚切狂ア何がハ物ハ託せ給ハむ踏

と有を細流の世俗の諺の嫁可良時過ぬれば神の
託ありと有て石の万葉哥を引せ給へり時花の女の
嫁可き時分過ぬれば鬼魅あとの領し事妨る
事有りとし注し能因哥枕の人の中放る神を荒御
前又荒御影と云ふ惡神ありと云るあど彼此思合せ
て云あり己の傳二百六十三下奥疎神邊疎神の事を注す
因め天探女の事を云ると此の事實を合せ讀て曉り
てよ但哥ふ多く佐久佐賣能刀自と詠るハ天探女々
ハ別あり混同の思ふ事勿れ其後撰集今未むと
ぬ可子佐久佐賣能刀自山家集の水尾湊天の川霧
浪掛て月をり見るや佐久佐美能神と有を詞林採要

抄の昔歟河上牛摩乳脚摩乳先婦神女稲田姫佐久佐
賣の社と申す所ハ祀奉る社あり無くハ重垣と
てハ所引離し有之佐久佐賣の明神と申すあり
大社の御哥として日暮ぬ佐久佐賣の刀自早くおよ
心の暗ハ我迷ハすふ云くと有て右の後撰集の歌を
引り此事傳ハ三卷二百六十三下注せり言の迫るを
以て天探女々右等の由を以て天探女と云ハ彼殘賊
混ふ可うとす強暴横忍之神の類ありしを天稚彦ハ天神の大命を
奉て征伐の御使として降れるを忌憚りて美女と
化て其從婢と成り左右の侍りて其心を蕩り征伐
の大任を怠りしめ不忠誠の神と成りて愈其惡を進め身を亡すの
其天神の御罰を得て返矢の御罪に依て身死れる後
ハ何方共無く逃放りし者と所見たり是即其疎ぶる

者の謂ある事後世小至る迄久小悖以戻る者を天之
佐百と之誘の亡びを以て其甚ト狂神ありけむ
事を察しむ可くある有ける道饗祭詞根國底國
鹿^備 踈^備 未物^亦 相聲相口會事無^氏 下行者下^字 守^理
上往者上^字 守^理 夜之守日之守^亦 守^奉 齋^奉 奉^礼 止^有 有^ハ
即此防御を為を云あり其謂ゆる鹿^備 踈^備 未物と云
ハ此小てハ天探女山當り相聲^{相會} 云ハ彼^ガ 從婢と為
て之進る其諛言^{サカシラ} 從^ハ 天神の大命小悖ハ大義を失
乃る是あり右の万葉歌凡^上 記等小天磐船小乗て泊
し事を云るハ斯る鬼物と雖も神あるが故小空中を

も飛行き地下小も潜入り隠顯共出沒共小自在ある
者小一在れバ右の上往者云て下行者云この語小合
る者ありけり此神の靈を祀れりと思しきハ右^{百九}
丁小引る大和本記小根州西生郡天探女神社有と云
ひ又上^{百五十} 五^下 小注せ^{和漢三才圖會} 飛^彈 國^明 神
社在益田郡松森村俗云志也具之乃宮道祖神也と有
ハ然る鬼物ハ道祖神小從奉り其御趣けを奉る者
ある由ハ神祇令道饗祭義解小言欲^下 令鬼魅自外來者
不敢入京師故預^ハ 迎於路而饗過也と有て道祖神
共^ニ 饗^ハ 祀^ル せ給ふを以曉る可^ハ 又上^{百五十} 八^下 小粗

云々神名式陸奥国名取郡佐其敵神社を凡其記所
祭高皇產靈尊也孝徳天皇二年丙午三月始奉幸田行
神礼有神家巫戸等と有れハ混ハ方無ク高皇產靈尊を
祀れるあり然レ字鏡集ハ贈を佐久延氏と訓レ贈
同ト云ハ無味也ト注せるハ右件注せる天探女の叙
言共ハ克合ル上ル此佐久敵神社をハ名高キ笠島
道祖神ありと云れハ若ク古ハ道祖神を高祖神と
云誤れるより終ハ高皇產靈尊を祀れる社ハ如クハ
ハ成れりけむト所思えたれハ觀跡ハ聞ル老志ハ多ク加
社今失其地焉元禄元年戊辰辰命ハ巡行ハ干名ハ取郡ハ而
問勝逆笠島村中有民家曰ハ之ハ此野宅有ハ祠ハ曰ハ実ハ方ハ墓

或曰作衛臣是乃往時佐其敵神社也郷人誤其音且以
為昔人墓也今荒廢州人渾無知之者ト云ハ是ハあり
○奇鳥私記ハ安也之支止利ト有ハ據レ訓ハ官本
ハ奇字を米豆良志ト訓ハれト此雉ハ古事記八千
矛神の御歌ハも佐怒都登理岐藝斯波登典年ト詠セ
給ハひテ此國ハ本ハありハ在ル物ありけれハ其ハ希見ハ
ト云ハハ非ズ彼人語を以て天神の詔命を委曲ハ宣
れるを怪レト為ルあり例ハ雄略天皇五年御紀ハ天
皇授獵干葛城山靈鳥ハ忽來其大如雀尾長曳地而且鳴
曰努力努力俄而見逐嗔猪從草中暴出逐人獨徒緣樹
大懼中天皇用弓刺止攀脚踏殺ト有ハ努力努力ハ語

今第一書在此
樹上多有同ト
傳州ニ
四下

を成して噴猪の逐来れるを知せたる其事を以て靈
鳥といふ云るめて此の奇鳥の趣も同ト其阿夜志と云
語の事ハ傳廿三二百十の己小注せり奇字をバ靈異
記中米豆良志
又又阿夜志伎とも訓れハ官本の訓然る事ハ在
れども神功皇后元年御紀ハ希見此云梅豆羅志又履
仲天皇三年御紀ハ希有をも訓たる共ハ物ハ愛る義
有て云特の事ハ此ハ叶ハズ字書ハ非常曰奇ト
見○杜抄私記ハ加津良乃須惠尔字留一本ハ有ハ此
作里
説右百九十九小注リ○古事記ハ此を尔天佐具賣聞
此鳥言而語天若日子言此鳥者其鳴(声)音甚惡故可射
殺云進マ有り第一一書ハ天探女見其雉曰鳴色惡
鳥在此樹上可射之と有て同意ある中ハ古事記の勝

れる所有り此鳥言と云ハ謂ゆる天神の詔命を委曲
小述るを以て此ハ鳴といふ云す是其詔命の事(を聞ハ就
立て)
云あり次ハ天稚彦ハ語る時ハ此鳥者其鳴音甚惡
と云ハ其奇鳥の消息を以て如此く云分てハ見也
故可射殺云進ハ其鳥言ハ天稚彦も共ハ兼りつらむ
を天稚彦ハ其征伐の御使の天命を受け来れる者ハ
一在けれ直ハ其非を改ハ後命すハ心こそハ非リケリ然すがハ射殺と云ふ心までハ及バす
て其詔勅を聞てハ猶豫ハ居たりけむを何をガハ天
稚彦ハ惡事を為させて亡ハむと伺居たりハ斯る
天命ハ依て其心を罷ガヘ一たふむハ忽ハ已等(ハ)

害有む事を推量めて負氣無き心を起さしめたる事
右の云進の義を説て知しれなり右九十九カサヒノスドモナリの注る如
く天探女從神説言也カサヒノスドモナリと有る是あり記傳十三二十
云進ハ云云云云云云云て上へ属り進ハ勸むる小て属
まし進のうすありと云れたる如く云属と云ふ進く
聞内源氏帝木十五小悪げある事共を云属まし侍る
小若菜上八十九小常小此小侍と云ふ御乳主を云属
ましとあると有り進のすし桐壺十五下小参給ハ玉事
霧の甚深き且アミク進のうすれ給ひて未摘花五下小
甚くも進めうすれ給ひて又十六下小左右進の
うすれて幽ウ小搔鳴ウ給ふと中昔の物語書ハ甚
多く有る皆人を進め属めす語あるをも合せ思ふ可

○乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽羽矢第一
書ハ乃取天神所賜天鹿兒弓天真鹿兒矢古事記ハ
も持天神所賜天之波士弓天之加久矢と有る此ハ其
所賜り天神の御事を如此と云ハ上百三十小注
るが如く此天稚彦を征伐の御使として天降遣ハ
さると符信と為て賜へり物ふし在けれハ其殘賊
強暴横惡之神をころし射て取べき小此稚の為ハ此
弓矢を始て用ふと云ハ其天降り著しより以降ハ
も其御使の事を仕奉るがごとくして国神の首渠と成て此
国を馭めむと為る方をのこ勤めて其怠惰れハ狀を

△弓矢を用ひたる
が為其矢矢天
上小聖れり事次
三下小注し如き所
以有る事を知

△私記の岐之字
以天已呂之津と
有ハ俗ひたり

細く云すて聞其天神の賜へり所ありけるが故あり
若て此物を取持て天神の御使を射ると云ハ實ハ不
忠誠の所作ありて天神の御罰を得奉り遁る可う
ざる所以是あり且天上小其矢の到る所以正ハ此
在り心を潜めて思ふ可くころ此其事次ハ云べし此ハ
天神の賜へり弓矢
ある事を重複て書されしハ然る見所有る事共
るハ世人の思ふ所此ハ至る事共ありて其矢の遠く天上
に到れる事を推しむハ○射雉斃之古事記ハ射殺其
雉と有ハ同トく雉衰射斃都也訓べさあり第一書
ハ便射之を射殺志都と訓る事あれども此ハ一の
異見有けり第六二書ハ先ハ無名雄雉を遣一給へる

ハ則留而不返此世所謂雉頭使之縁也と有ハ續きて
故復遣無名雄雉此鳥下未為天推彦所射中其矢而上
報と有ハ已百七十ハ注るが如く甚正しき傳説あり
又ころ所思えたれ中其矢而上報と有ハ此ハ其矢涸
達雉胸と有ハ如く其矢ハ雉の胸より貫徹して直ハ
天上小到りける故ハ天神其矢を見行ハ御在り坐
其矢の血染たるを以て國神と相戦ひて然る否
ざるの御疑御在り坐故ハ返矢の御政を行ハ
せ給へりあり然して雉の飛上れるハ其矢の疾行
ハ如何ハ及ぶ可うむ其御政畢させ給へり後

わづ天稚彦が消息を候ひ見し由を上報し聞えけむ
うづ其苗りて返るざる無名雄雉の方の稚頼使の誘
ひ遺れるある可うむを其矢雉胸を洞達して其
雉の活べき理無き事ある故の雉の射斃されたる者
として古事記あるのみ亦其雉不^(カ)遠故於今誘日雉
之頼使不是也と云文を以て結びたれども雉の雌雄
を云ざる傳は何れも誤あるめて第六一書の傳の
に獨抽出て勝れたる傳ありけりと思ゆるは如
く條理を分て見ると時ハ少くも混るハ一書所無くて
雉頼使と云事の由も著明き者あるをや予ハ此を立
て説を成すを唯後人の定めある床し^(カ)けり ○其矢洞達雉胸ハ私記ハ雉

乃年祢典利止保利互と有り右ハ注るが如く矢の行
と雉の上ると同時ありたる事此を以て知る彼神
武天皇戊午年御紀ハ謂ゆる^(カ)忍鳥ハ兄磯城が變り
射之鳥即^(カ)避と有て此ハ能其矢先を避たれども此ハ
得避ざりし故の胸より通りて其矢ハ天上ハ到れり
しうども其雉ハ疵ハ癒て天上ハ報せりし事右ハ
引る第六一書の文ハ証して知べきあり古事記ハ
此を尔其矢自雉胸通而逆射上云と有り此より後
の事あづる神武天皇戊午年御紀の大命ハ我是日神
子孫而向日征虜此逆天道也と有が如く天神御子と

申せども天を可畏ませ給へるあるか況して天神の御
命を蒙り征伐の御
 使と為て天降れる身おて在るごとく天の向ひて矢を
 放ち刺へん天神の御使を射たりける此天道の逆へ
 る事の甚しきありければ其天譴必今此の報来る事
 影の形も随ふが如し如何ハ其響應の無うござる可き
 記傳の云く逆射上より樹上の居る物を下より射る
 矢ある故に上へ射上るあり上字ハ被上と訓べ
 一矢の上より云所あるにあり逆とハ上へ射上る時
 ハ羽の方向の下に成て行く故に云り云れたりき
 ○至高皇產靈尊之座前也の座前ハ官本ハ麻斯麻
 須麻幣と訓たれども金澤本ハ美麻斯と有る據る可
 一迂却崇神祭詞ハ御坐所令御坐給止と有ハ天皇の

△身方之事
 かく其御在坐
 する處を云り出
 たり

御座の御事を申すあり又建曆御記ハ主上御座又ハ
 夜御殿御座と見え源氏物語にも御座と云事所ハ
 小見へたり前公御前の如く訓べ古事記国作殿ハ
 是時有光海依来之神其神言能前我前者云と有て
 下ハ此者坐御諸山上神也と有る是其神の御座所を
 御前と申すハ當れ其記傳十二十九ハ御天降殿天
 照太御神の詔ハ如拜我前伊都岐奉又思金神者取持
 前事為政水垣宮段ハ大物主神の令祭我御前者神氣
 不起略於御諸山并祭意富美和之大神前と見ハ凡神
 祭詞ハ龍田能立野ハ小野ハ吾宮波定奉ハ吾前ハ

辞竟奉者あど見ゆ此中事も無く其神の御前と心得て有べきも有れども又常小云ふ前の意ゆてハ少く通え難きも有り故思ふ前ハ座と同トくて本其神の御座位を指て云あり儲御座位を指て云が即其神を指て云る此ハ又墨江之三前大神伊豆志之八前大神あど有七三座八座と云々同トくて座とハ其神の御座位を以て其神の員を申すあり其ハ神のこも非ず孝徳天皇大化三年の詔ハ神名王名逐自心之所歸安付前ニ處と有て注ハ前ハ猶謂人ニ也と有れハ人ハも云ハあり中昔の言ハも貴人を指て意麻

閉云り今世ハ御前と云ハ是ハ同ト又貴人をハ一人二人と云ズして一所ニ所と云ハ同意あり称徳天皇御紀詔ハ二所乃天皇あども有り採要と云れたるハ甚委ハ説あり然れハ此の座前をハ御座之御前と訓て御座ハ御所を指ハ御前ハ御前を指奉ると心得て有あむ又源氏物語あどハ右ハ云れハ如く七下ハ大日御前の御覧せさむ程ハ御覧せさせ給へとあむと有ハ勝れハ敬ハなるハ常ハ御前と云遊仙窟ハ楽々云字ハ大前と云ハ大御前と云又母登とも訓ハ即御前又君又御許と又第一書ハ云義あるをも及ハ考ふ可く又第一書ハ此所を遂至天神所處と見え其委ハ古事記ハ

速坐天安河之河原天照太御神高木神之御所と見
たり其天安河の河原ハハも皇天ニ祖の宮都ハハ非
ず上ハハ下ハハ注るガ如ク此ハ八百万神等を神集ハハ
せ御在ハ坐て神議の御政を執行ハハせ給ハ場所あり
今此ハ天神ハ又更ハ神議の為ハ諸神を召集ハハさせ
御在ハ坐て其御食議の御事御在ハ坐て時ハも有ハ
此其矢ハ天上ハ到リける事ハ次ハ云ハ如ク神隨ハ
目ハ逃ハ可ウハ道有を以アリけり若て此ハ天
神ハ例ハ天照太御神高皇產靈尊神皇產靈尊と三前
大神ハ相並ハハせ御在ハ坐ける中ハ其高皇產靈尊ハ

御座の御前ハ至リけるあり是亦深キ所以有る御事
あれども其事長ハ九百十ハ注^奉可^奉あり儲
右ハ所處御所共ハ美母登と訓ハま^モ母登ハ身所と
云事ハ右ハ座前ハ其義異ありずと知ハべきあり宝
劔出現章第ニ一書ハハ許^{モト}字を訓^{モト}此第ニ一書又次
章第ハ二書ハハ處^{モト}字を訓^{モト}又其より轉^{モト}りて人を指
て御許^{モト}と云ハ新猿樂記ハ四御許七御許八御許十四
御許ハ云て君又ハ主又ハ真人ハハ難ハ用ハハた
る事右ハ注る御前ハ用法ハ同ト又源氏空蟬ハハ渡
殿ハ口ハ隠れさせ給ハハ此御許差寄て御許ハ今霄

上ふ也侍りひ給ひつる夕貞十一中將の御許御格子
一間開て見奉り送り給へど又十四物あど云ふ若き
御許の侍るを空溺れしてあむあど有ハ中著あり女
を果御前々云ふ似たり但新猿樂記ハ四御者現女也
云ハ八御許夫飛彈国人也位大夫云ハ十四御許者夫
者云ハと云て女をのこ云て男あハ云ぬ定り如十
意母登と訓るハ女を指すあれども其ハ限れる言ハ
非る事本よりハ事ハ○至也ハ伊多理伎と訓べ一実
り但此ハ席ハ云のこ
ハ其矢の天上ハ至れるあり偕此許り世ハ疑ハハ
事ハ非りけるを誰しも其疑ハを開さめけるころ
甚ハ心得ぬ事ありけり今例を立て云ふハ右ハも注る

神武天皇戊午年御紀頭八咫鳥の事を乃鸞弓射之鳥
即避去有を古事記ハ故尔於宇陀有兄宇迦斯弟
宇迦斯二人故先遣八咫鳥問二人曰今天神御子幸行
汝等仕奉乎於是兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使故其鳴
鏑所落之地謂加夫羅前也見えたり其頭八咫鳥を
射るも其矢を逆狀ハ射上つるむを其加夫羅前の地
今考ふ可うらずと虽も決めて其遠うぬ境ハ通
えたり神代ハ姑く措て人世ハ射るハ如何ある強
弓の人ハ虽も弦を放れて的ハ至る間合ハ僅あり事
小て其間數ハ限有けれハ神代ハ虽も筑紫ハ射る矢

の遠く陸奥に至る可うとす上に向ひ逆射上たる
むのし雲を貫く事難う可し其上神代天と云ふ
天日の御国あり日神の御生坐し程ふと云ふ
未遠と云へ己の天地位を定めたる上、今日の天も
神代の天も別ある事無くあむ有べりける然るを
此大地より天上に到れむの飛矢の如く疾走る
とも數十年を経ぬ非れに到る可うとざる計り天地
の相去れる事遠在る其矢の到るを云さへ有る氣
の其胸を洞達りし雉の血の矢の漆たる任みしに至
れざるを以云時、此に謂ゆる天神の座前と云は甚容

易き天めて謂ゆる冷際と云邊をも過ぎる状に聞ゆ
るを古より人の疑はざりける故に其疑を啓きて真
を得ざりける者ありけり但天照太神の宮都を大和
国と為る如き僭者ニヒモの為に云ふ非ず吾儕皇大御宇の
仕奉る等小對ひて云言ふ或天文書に云く太陽の地
を距る事三千二百六十二
万五千里あり此を人間の動脈十二万九千六百度
合せ其一脈の間に砲丸の飛ぶ事一町ありを計
へて積る時、此の矢の行く間、數合せて積るとも大
抵三十年余をば故其矢の直に射放てる即天に至
れる事、一も天稚彦勢の強きに依て然るもハ
非ず其弓矢ハ一も右二百に注せる如く此も天稚彦

乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽羽矢云々有ハ
此ハ應^ヒ所^レテ其天神の賜へり一矢あるガ故ハ時
刻を移さず速^ク天上^ニハ至れる^ルハ其射^手の力ハ
てハ無^ク其天^ノ靈有^ルガ為^ニ然有^ル者ありけり此ハ
天神より強賊強暴横惡之神を^レ討平させ給ハむ
とて賜^ハせたる弓矢ありければ天神の荒魂必^シも
副御在^リ坐を以て斯る信驗ハ有ける^ルハ^{此ハ}事^ハ異^レル^ル
尊の賊^メ為^ル野火以て焼れむと為給^ヒ一時御佩せ
る御劔自抽て傍草を薙攘へ^ルガ為^ニ却^リて賊を
焚滅^シ給へる^ルあ^リ神物の威靈ハ^シも斯る所^ニ在る

者^ハふるむ己^ノ傳^ハ廿六^百十^十注^ス事^ハある^ル古事記
ハ大山咋神亦名山末之犬主神此神者坐近淡海國之
日枝山亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也^ハ有^ル鳴鏑ハ
山城風土記^ニ謂^ルゆる丹塗矢あるを大山咋神ハ何^レの
御心も坐で射給へり一矢あるを其矢ハ火雷神の御
靈の共へる物あり^テ玉依比咩の手^ニ拾^ハれ終
ハ美男^ト化^シて御子令生給へり^テ射放^テり^テ神^ハ
ハ素^ク知^ル給^ハざる事あるを其矢ハ託給へる神有
て右の如^ク奇異^ナ事^ハ有^ルける^ルあ^リを合せて此事
を思へ^ルハ天地の相去て遠^ク此許^ニて天稚彦^ハ射

公其上此小蓋典
 國神相戰而然歟
 云御言有り古事
 記かし或天若日子
 不誤命爲射鬼神
 矢之至者云々
 有ハ奉リ天神
 の初其矢を賜へ
 る時より御靈言
 させ給へるあざ
 國神と戦へる矢の
 如何う天に至る
 事有む

たゆみ矢の忽ち天上小至れり事は何ハ疑ハむ
 下ある返矢の所小中矢死立書され迂却崇神詞立也
 又遺志天若彦毛返言不申依高津鳥歟尔依依立處
 身亡支と有を以て其矢の往来ハも甚急劇立き
 事ありしを正小知べくあむ有ける其天上より授下
 如く數十年を経ざれば届くまじきを右の如く速あ
 るハ彼神武天皇戊午年御紀中天皇熊野の荒坂津ハ
 於て丹敷戸畔之者を誅以給へる其毒氣ハ痺させ
 御在し坐けるハ天照皇太神より武甕槌神を以て詔靈
 を令降給へるも僅ふ一夜ハ在けるあど此の狀ハ
 甚速ある事あるハ同ト下百十下ハ云べし

時高皇產靈尊見其矢曰是矢

則昔我賜天稚彦之矢也血染
 其矢蓋與國神相戰而然歟於
 是取矢還下之其矢落下則中
 天稚彦之胸上于時天稚彦新
 嘗休臥之時也中矢立死此世

人所謂反矢可畏之縁也。

此反矢の大御政、一も万世に至る迄不臣の者を律
させ給ふ皇憲ミコノミコトノミコトナリなりて法家の起る基本ミコトノミコトナリなりて律令の
定る所以此の在り皇祖天神の皇御孫尊を天降し奉
りせ給ふ際ふりて此大御政を示し掟させ給ふ可
き運ふ至れる事思兼神の思慮の至れる所なりて天
統の貴く可畏き事天地と共に茂如し違犯す可う
ざる道此の成れりし事不幸の幸といふへうさず実
小章中の大章ある者かある有ける借此所の大御政

ハトモ専高皇産靈尊の主として事謀らせ給へる趣
あるありむ大の謂れ有る御事ミコトノミコトナリに所思ぬある其の古事
記ミコトノミコトナリ此所の事を速天安河之河原天照太御神高木
神之御所是高木神者高御産巢日神之别名故高木神
取其矢見者云々有て此より以下ハ高木神の御名
を以て書し奉れりし其高木と申すハ其明宮段ある
妃高木之入日賣命を御紀ハ高城八姫と作れたる
其高城の義ありて此より御名の更たみゆるハ其高皇
産靈尊と申奉れり皇産靈の御霊を以て天地神人万
物を造ミコトノミコトナリ作らせ給ふ御本名ありて渡らせ給へるハ此御

故此御名を亦
名に申さず別
名と言はれたるは
此程より然れ奉
り初たる事を徴
されたり一者寄
む

名を然改り傳りたるは己の傳十三百八の注るが如
く此高皇產靈尊の荒魂神の御在り坐るを以て此平
國の大御政の多くは此大神の御心を出て荒振神を
終の言向しめ給ひ國を安國と為て皇御孫尊を天降
し奉りせ給ふ御功成れりしは其大御稜威を称へ
畏りて高城神と稱奉れる者之所見たり崇神天皇
四十八年御紀の豊城命以夢辭奏于天皇曰自登御諸
山向東而八迴弄槍八迴擊刀と有る事依て兄則一
片向東當治東國と有る是豊城命と御名を負せる所
以あるを以て此高城神と稱奉る義をも見奉り知

へきあり紀傳十三卷卅五下云く高木神の木は具
あり其故は上の角神活即産巢日と申す同意
て具年とも活き言あり然れは角神の具美と通ひ
あり葦あどみ角具年と云も角の形して生初るを云
ふ又並て本草の生初るを芽具年と云ひ涙の出初る
を涙具年と云て具年ハ九て物の初まり芽すを云辭
ふれは産靈と同意といふあり云くは云れは然る
事あが此高木神を申すは國土の在り荒振神
を攘平しめて天下を年定させ給ふ大御政の抱はる
所あれが御本名の産靈と稱天御中主尊を本体と
義を他々索む可き所あり
して高皇產靈尊ハ一も其荒魂神にて渡りせ給ふが
如く神皇產靈尊ハ一も其和魂神にて御在り坐す狀
あるが又其天照大神を本体として其荒魂ハ狂津日神
にて御在り坐あるは高皇產靈尊は相應へ其和魂ハ

道日神みちひのかみて坐まある小神皇產靈尊みこみくにのみことと相率あひあくと思おもひ
由有よして傳つたへ十三百六じゅうさんひやくろくにの季き一いつく注しゆし奉ほうるが如ごとく此国平
の御事みことの於おてハ寄よりく神漏岐神漏美かみろぎのかみろみと申奉まをる中ハ
此二大神このふたごの特別とくべつはせ給たまふ所ところを別わかりし御在みまり坐ます
狀かたちありけるい先まづ神皇產靈尊みこみくにのみことの御事みことより先まづ注しゆし奉ほうる
可べし其そのハ此第二このふたつ一書いつしよハ時高皇產靈尊ときたかみくにのみこと乃還遣なほつか二神勅ふたごのたまは
大己貴神おほのみこと曰い略りやく又汝應またなつか任天日隅宮あまひのすみのみや者今當いまあた供造くわうぞう云いふ
有ある御命みことハ一いつと高皇產靈尊ときたかみくにのみことハ出いたれとも其御計そのみかへりハ
の御事みことハ一いつと神皇產靈尊みこみくにのみことハ行いはせ御在みまり坐まけると
見えたり出雲いづも風土記かぜつちのしるしハ所以ゆゑ號なづ稱なづ縫ぬ者神魂命かみたまのみこと語こと五十

足天日あそひ栖宮よみ之縱橫御量よこしまのみくらひ千尋せんじん絛繩くわいじゆ持もて而百結ももひやくむす二八十結ふたじゅうはちむす
下くだ而此天御量このあまのみくらひ持もて而所造つく天下大神あめつちのあまの之宮造のみやぞう奉詔ほうしよ而御
子天御鳥命あまのみとりのみこと為な指部さしべ為な而天降下あまのくだり給たま之略りやくと有ある是あり
又古事記ふること記ハ於お出雲國いづものくに之多藝志おほなるわざ之小濱造おほなはまぞう天之御舍あまのみや而
水戸神みづの之孫のまご攝と八玉神やちむかしの為な膳たね天獻あまのたまは天御饗あまのみあひ良よ之時とき禱いた白しろ而攝と
八玉神やちむかしの化か鴉か入い海底かみぞの咋な出底い之波迹なみあと作な天八十毘羅良あまのやちむかしの四
而鎌か海布うみぬい之柄のえ作な燈あかり曰い以も海尊うみのみこと之柄のえ作な燈あかり并なら而鑽う出火い云い
是我之所このわたしの燃も火を者もの於高天原たかあまの者もの神產巢日かみうぶひ御祖命みそとのみこと之登のぼ陀た
流なが天の之新巢あたら之凝烟のこけ之八拳のやちむかしの無な摩ま底の燒や攀を地下の者もの於底津そこづ
石根いしね燒や凝こ而を略りやく獻たま天の之真魚まのうい咋な也なりと有ある天御饗あまのみあひと云いハ

天上の状小料理以る御饗を始て奉_るを云ひ天之御
舎_舎より天上の御厨を積せる御厨あるが故に神産巢
日御祖命の天之新巢より比へて禱白せるめて是即神_皇
産巢靈尊の出たる御政あるが故あり然れハ国平
の御事_件ハ征伐の御事より始め凡て高皇産靈尊の專
係れるを其治め給ふ道ハ主と神皇産靈尊の主と
せ給へりし御事とある所見たりける神功皇后元年
御紀征韓の御
事_事を云所ハ既而御神有誨日和魂服王身而守壽命荒
魂_魂を先鋒而導師即得神教拜礼之と有る荒魂と和
魂とを姑く此二神ハ配て見てむハ大_大の得る所有
ある者ぞ凡て軍政と云ハ皆征伐の事との思ふ
ハ大ある非事ゆて不順る者を誅戮し服順る者を
ハ褒美する事ゆて荒魂和魂を相用ひて治る道有る事

如此く有る然して高皇産靈尊の御事ハ右小於是
高皇産靈尊賜天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之と
有る專征伐の御使の事をバ此大神の殊々抽出て行
ハせ給へるが故あり然して此ハ其矢洞達雉胸而至
高皇産靈尊之座前也と有る其大神より賜へる弓矢
ありし故に其御所ハ還上れるあり次ハ取矢還投下
之其矢落_中則中天稚彦之胸上略中矢立死と有る其
天稚彦が不臣_{ミメテラス}を罪して反矢を以て令没亡給へるハ
て悉く荒魂めりしき御政共あるを第一ノ書ハ時天
神見其矢曰此昔我賜天稚彦之矢也今何故来乃取矢

而咒之日若以惡心射者則天推彗必當遭害若以平心射者則當無恙因還投之有是此天神ハ例の如く皇祖^天二祖ハ係れる事あれども主は高皇產靈尊の預り世給ふ由ハ如古事記ハ故高木神取其矢見者血著其矢羽於是高木神告云此矢者所賜天若日子之矢即示諸神等詔者或天若日子不誤命為射惡神^{之夫}之至者不中天若日子或有邪心者天若日子於此矢麻賀礼云而取其矢自其矢穴衝返下者中天若日子寢胡床之高物扱以死之有を以て著明き者ありけり右ハ當遭害又ハ麻賀礼^ハ詔給へり御言の御在^ハ坐を以て枉津日

神と相應ふ所を見奉り知べきあり此の御言の趣允恭天皇四年御紀盟神探湯の所ハ則於味檀丘之辭福戸岬坐探湯危而引諸人令赴日得要則全偽者必害と有る誓言ハ彷彿たるをも傍考ふ可くある有ける此時の御政畢させ御在^ハ坐て後ハ^{古事記}白檮原宮段ハ天照太神高木神之二柱神之命以召建御雷神而詔葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理初理我之御子等不平坐良志其葦原中國者專汝所言向之國故汝建御雷神可降と有て詔靈を天降させ給へる御事を御紀ハ天照太神一所の御名のこを奉りられたるハ漏されたる

あり又次は於是亦高木大神之命以覓白之天神御子
自此於與方莫使入幸荒神甚名今自天遣八咫鳥故其
八咫鳥引道從其立後應幸行と有をも御紀の天照
大神訓于天皇曰云々有り然れども其下小時勅道
臣命今以高皇產靈尊朕親作顯爵用汝為祭主と有て
此大神を主と祭らせ給へるを思へば右等之事共も
高皇產靈尊の專行ハせ給へるを以ある事克く前後
を照し應て知べきあり如此く軍事ヲ預めてハ此
大神の主と所知し食と云ハ右ハ注る如く高城神と
御在坐すを以ある事鏡の係て見奉るハ異あらず

亦名を第^下一書^百ハ是時齋主神号^下齋^十之^下大^下
人^下有^下其^下齋^下主^下と云^下ハ大將軍^下ハ當^下る名^下の如^下く先^下征^下
戰^下ハ出行^下と^下して^下ハ齋^下冠^下を居^下て軍神^下を祭^下る事^下ある^下が
右^下の顯^下爵^下の例^下を以^下て高皇產靈尊^下を祭^下る事^下を知^下べき
あり其^下道^下臣^下命^下を祭^下主^下と為^下させ給^下へる其^下即^下齋^下主^下の義^下
ある^下者^下あり
○時高皇產靈尊見其矢曰ハ第^下一書^下ハ
時天神見^下也^下其^下矢^下曰^下と見えたりども古事記ハ故高木
神取^下其^下矢^下見^下者^下と有^下ハ依^下て高皇產靈尊^下の見^下行^下ハ
御事覆^下ハ可^下らざるあり有^下ける見^下字^下美曾那波須^下と訓
り四神出生章^下第一^下一書^下ハ省^下之^下又見^下字^下を訓^下と宝鏡開
始^下章^下ハ^下其^下第^下三^下一書^下ハ^下見^下之^下と有^下を始^下と^下て紀中
多^下き語^下あり仲哀天皇八年御紀ハ分明^下省^下行^下山川海原

と有る古事記の八日代宮段の於是着行其神入坐其
野高津宮段の欲見行朝倉宮段の省行続紀第六詔
見行歡賜素賜^五第十詔^{今日行賜布}見行^波鎮火祭詞^{小隱}
坐事^奇止見所行^須時^あど有る引て記傳廿七^{五十}
凡神祭詞^{小思}志行^波須と有る例を思へば古書^{小所}
念行又所知行又所聞行あどの行も皆^波許那波須と
之^一故^小行字^ハ書るを然^云も意^ハ賣^須と云^ト同^ト
き故^小通^ハして賣^すと云^ふも行字をも書習へるか
る可^ト然^レハ美曾那波須も美志^波許那波須の約^也
りたる言あり今京^小ありて假字書^ハ古今集序^小今

も見らる^ハ後世^小も傳^ハれ^トてあり有^リ意^ト云
れたる^ハ甚^妻一^言説^{ある}者^{あり}又^云て榮花物語本
の^栗卷^小田舎^小人
の^甚下^小公^小の責^{をも}捨^て万^の事^を書^て皆^上り^込て
此^度の事^ハ見^らる^あい^おと^すと云^思へ^りと有^ハ賤^ト
き^者の^己が事^ハ云^ふる^ハ用^ハひ^様違^へり^如何^と云^れま
右^小云^れたる^如く見^行ハ^むと^すと^意あ^ると^云ふ^ハ
自^の事^ハ云^て
叶^へる^みこ^ろ○昔^ハ第一^一書^{ある}共^小伊牟佐伎^と
訓^り口^訣ハ^往先^也と注^せめ^サ蘭^を良^ル紫^苑を志^哀ル
之^ハ古^きを良^年と云^ひ志^哀年^と云^訛る^例を以^見
れ^ハ伊^述佐^伎と云^て古^ハ往^方ある^と並^ぶ語^{ある}可^し
和^訓祭^ハ伊牟佐伎神代紀^ハ昔^字を訓^へ皇代紀^ハ
曾^{をも}訓^り往^前の義^{あり}と云^めと見^ゆ但^金沢^本

雄略天皇前御
 紀小以曾善三輪
 君身役頭宗天
 皇二年御紀小又
 天皇典億計曾不
 蒙過白髮天皇
 厚寵殊恩豈臨
 空位と有ふ曾
 字を訓り論語
 告諸狂而和者
 又不保其往也
 有往と伊年自と訓
 三史記倉公傳が君
 有病往四五日而
 要長日痛不可使
 御と有る往を伊
 衰佐伎と訓り伊
 奴佐伎あり和玉
 篇も往を伊奴
 佐伎と有り

小ハ右の二所共小年迦志と訓り其言ハ宝劔出現章
 第三一書ハ昔在素戔嗚尊許今在尾張國也（イミ）も有り
 て近しと雖も此言を失ハ玉事の備（イミ）くして舊訓小
 従ふ者あり。○我賜天稚彦之矢也第一一書も同文あ
 るが此我ハ高皇產靈尊御自の御事を詔給へるあり
 古事記ハ於是高木神告之此矢者所賜天若日子と
 有て我と云ふ御言の無きハ其御名を上置たれハ
 あり記傳十三（三十三）上小或ハ天照太御神と此神と
 二柱を並擧げ或ハ此神を略きもしたるハ異ある
 事無きを此ハ天照太御神をハ申さて此高木神の之

擧たると右の例ハ異あり此ハ二柱神並坐す御所
 あらう只突ハ此神一柱の詔ハして天照大御神ハ関
 り給ハず其故ハ次小取其矢云とあり二柱小巨
 る事ハ非れバありと云れたるハ然る事あり次小抑
 此矢の事ハ御子命を天降し奉給ふ可き事の中あら
 くと枝事ある故ハ天照太御神ハ關り給ハぬある可
 しいと云れたるハ諾ひ難し抑此ハ皇御孫尊ハ天下國
 土を授奉しせ給へる大命を初奉り其御天降の時ハ
 天皇を授奉しせ給ふあど天統の御事ハ係りたるハ
 して天照太神の大御政ありと雖も其御天降の御事

小就て荒振神等と言向させ給ふ御政と大己貴神の
 国土を避奉り給ひ又其神の工を控させ給ふ御事
 共ハ專高自天靈傳の所知者べき所以有る由右二百十六
 下小云る事共を讀度し知べし所以小先ハ天稚彦
 が天降れる始ハ弓矢を賜はせたるも此大神よりか
 り此小就て其御使を射たり一矢の至れるも此大神
 の御座の御前あり又其小依て其矢を返し下給ふも
 其神の御手よりあり此を以て国土征伐の御政の出
 る所此の在れば争て此を枝事あり、鹿略ハ見
 るる可き君臣の大義の立つ所律令の起る所小
御天降以前の事小於て荒振神の上ハ更小

云限ハ非ず天稚彦ハ其征伐の御使の任ハ在
 たり然る不臣の舉動を成せる此を正し罰め給ふ御
 政ハ一も重しや重事ハ一も非ずや ○血深其矢ハ深字官本ハ奴礼多
 理金沢本ハ奴礼理と訓たるハ宜しきを血其矢ハ深
 と訓ハ漢文の体あり古事記ハ血著其矢羽と有を記
 傳ハ血著と續け訓れたる例ハ任ハ血深と訓を定め
 つ神武天皇戊午年御紀ハ不血又々云事の有を又ハ
 血奴良佐受と訓是共証あり諸右の如く古事記ハ
 ハ其矢羽と有て委しき様ある物ハ此唯其矢と云ハ全体ハ血
 深たる義ありけり即深字を書れたる物ハ
 濡字の如く心得べきあり○蓋共國神相戰而然歟ハ

其矢の血汚たる由を疑はせ給ふ御言あり古事記ある其高木神の御言も或天若日子不誤命為射惠神之矢之至者も有る御疑も此の等しき所以有る事をかけり然るに天稚が国土の荒振神と如何の戦たむむも其矢の天上の届る事ハ決めて有るべき事あるも然詔給へる上二百十注るが如く初天稚彦の弓矢を賜はれる時よりして其大神の御靈を託させ給ひ若射向ふ敵の有あむの此弓矢の副給へる神威を以て功成一つ可く神量り置し故に此弓矢の就ての奉動も必有る事ハ捉させ給へ

りけむ御心を過たし其矢の此の至れるありければ先其の就て此御疑ハ御在し坐し初させ給へるありけり同し條理の事あり第六一書ハ時高皇産靈尊勅曰昔遣天稚彦於葦原中国至今所以久不來者蓋是国神有強御之者も有るハ少く意其後を得ずて疑はせ給へるあるを此ハ其物を見て其成行きを推量り疑はせ給へるもて実ハ国神と相戦よして此ハ其矢の反來る事を諸神ハ示し詔給へる者もて謂ゆる反語あるありけり備右の強禦ハ射向ハ防拒む者の有る謂あるハ其矢を射合すを軍と云ひ互

立合を戦と云り即此の相戦ふと云ふ義（是あり）神武
天皇戊午年御紀の多々奈梅豆伊那璫能柳摩能虚能
莽由毛易喻奢摩毛羅毗多々介陪（唐）波竹取物語の香具
夜雅を得戦ひ留めず成ぬるを細々と奏す廬主の楯
が崎と云所有り神の戦ふ所として楯を突たるや
るある巖ども有り夫木廿六の打浪の満来り汝の戦
ふを楯の崎と云ふを有けるふと立合ふと云義の
て俗の物を挑む事をい立突と云も此類あり先ハ
合ありと思ひしに至るさりけり共ハ負しと我を
立合ふが即戦と云者あり在けり又軍を射合箭と云
義ハ鈴屋翁の説あるが強禦を射向と云も俗の弓を
引と云も同トく何れも其由る所ハ異ありさるあり

○取矢還投下之ハ謂ゆる及矢の由あるが取矢と還
投下之との間ハ加へて聞く可き文有る第一一書ハ
取矢兎之曰若以惡心射者則天稚彦必當遭害若以平
心射者則當無恙因還投之と有る是あり古事記ハも
於是高木神告之此矢者所賜天若日子之矢即示諸神
等詔者或天若日子不誤命為射惡神之矢之至者不中
天若日子或有邪心者天若日子於此矢麻賀礼云而取
其矢自其矢穴衝返下者云々と有る右の文共此ハ無
してハ及矢の御政の所由甚分明トくさるあり故
其一書ハ次卷ハ注す可けれ今ハ古事記ハ依て説

を成す可くある有ける即示諸神等詔者ハ此件ハ於
て殊ハ眼目ニ為べま所あり示ハ此ハ志采須と訓
べ一即此ハ兄ノ御事ヲ詔給ヒテ諸神ヲ誡メ給フ所是也万葉三十一ハ吾妹見ニ猪名野者令見都名次山
角松原何時可將示又三十一塩元者玉薄折藏家妹之瀆
裏乞者何矣示四十五ハ二宝島乃潛池水情有者君ハ
吾戀情示左祢五十三鎮懐石哥ハ多良志比咩可尾能
弥許等可良久尔遠武氣多比良宜互弥許ハ呂遠斯豆
迷多麻布等伊刀良斯互伊波比多麻比斯麻多麻奈須
布多都能伊斯乎世人尔斯咩斯多麻比咩余呂豆余尔
伊比都具可祢等九二十ハ筑波嶺半清照言借石国之

真保良半委曲尔示賜者ハ用ひたる示ふて人の心
ハ其事情を占さするを云言あり若く此ハ天稚彦の
天神の御為ハ忠誠あるざるを罪ハ給ふ所ある故ハ
其天安河の河原ハ會へる八百万神ハ其天威を畏ミ
奉るざる天譴正ハ如此一ハ示ハ給ヒテ此後ハも征
伐の御使を降さるハ就て其鑑戒ハ成ハ旋させ給
ふ所あるあり記傳ハ賀茂翁ノ美世良マ訓れたる
ハ從れつれども見するハ只何と無き
時ハ人ハ見するをこそ然ハ云けし示すと云ハ其見
する意を人ハ令知所ハ之語ハ其訓ハ依て大
ハ意ハ異有あり字書ハ以奉告久或天若日子不誤命
且示と有ハ此訓義を思ハ可し命哀阿夜麻多受ハ訓べ一祈年祭詞ハ神

ハ月次祭詞の辞
別ハ仕奉禮幣
帛手

△即此始小謂也
△大光神蟬也
△神考古事記
△道速振荒振園神
△云云第一書十
△我賊強暴横悪
△之神と有る是
あり

主税部等受賜奉事不過捧持奉登宣と有る事不過ハ
其神社へ祈給ふ由有て捧させ給ふ幣帛を神主祝部
ハ授させ給ふ由を令せて其仰事の品目を違へずして仕奉
れとあり其を平野祭詞ハ隨事無奉登礼宣大嘗祭詞
ハ事不落捧持奉登宣と有る此ハ其品目を漏こ
ずと云事おて然り同ドクも雖も其事を落さ
るか事を過さぬおて終ハ同義ハ歸めハ記傳ハ不
受と訓べしと云れハ然事ハ今ハ誤字の訓を立て云
説あり然の義理ハ違ハぬ事を云む如く聞ゆる
物り然り思得た為射悪神矢之至者云云惡
る事を云ざる由無くて為射悪神矢之至者云云惡
神を記傳ハ阿良夫流神と訓れたるハ従ふ可し備

次ハ不中此矢の記傳ハ不中ハ阿多良邪礼ハ師の訓れつる
ハ従ふ可しと有る此ハ即第一書ハ若以平心射者
則當無恙と有る當れる所あるゆて平心を清心と
訓て其天神より賜ひし所の弓矢を以て其大命を誤
たず残賊強暴横悪之神を射殺たむハ貴ハ清心
ありけ此ハ其矢の落下りて天稚彦ハ中ふされと詔
給へるゆて右小謂ハ當無恙と云る是あり佐伎久
ハ命の全き事を云あり景行天皇十七年御紀大御
歌ハ異能知能唐曾祁務比古破ハ命之真章人者有
万葉十十七ハ樂浪之思賀之乃幸崎臣幸有其説傳ハ

二十四百 下當平安の下云り 下邪心の事を云此に
可まふら其天若日子云の事其義を合(世)
當せ不中其矢と云を以て命の幸うる由を知せ
め文の巧究 或有邪心者 第一書若以惡心射者
有の訓意共小同ト 傳廿三見 記傳邪心伎多那伎心と訓
べし此の邪心ハ天神の命ハ背奉りて賊害ハ心を云
り御所へ矢を射上たれば又血著其矢羽と有を
此係 思へ見れば有邪心ハ御使の雉を射たうと思
ろして詔給ふと為べし當時葦原中国ハ佗ハ天神の
御方として天若日子ハ敵ふ可き神ハ無ればあり
然れど此ハ只御所へ矢を射上たるハ就ての事との

見ると安らるる見えたり此時其矢羽ハ著た
るをハ見行し給ひて人の血と鳥の血とを争てハ
見混させ給ふ事の御在し坐む此ハ諸神ハ示し給ふ
所ある故ハ平心と邪心との事を詔給へれども其雉
の矢ハ中りあが上報申すより以前ハ己ハ其事を
所知食し御命を過てる者として投下させ給へる者
と見る可し 然らざる時ハ天上ハ空しく矢を射る可
上ハ届る可き事ハ無き事あるハ己ハも云るが如く
其矢ハ天神の神物ありけり其血ハ就て思定めさ
せ給ふ事の御在し天若日子於此矢麻賀礼云而第
一書ハ當遭害と有る即此麻賀礼の語ハ當れるが

右の不中此矢と有る對して可中此矢と云意小異ある
ず記傳の先方の吉言を直と云對して方の凶惡
を禍と云り儲其の体言あるを用言わして麻賀流
と云ふ物の形の狂田も其中の一あり然れハ麻賀礼
と云ふ言ハ凶く成れと云言わして意ハ即死ねと詔子
あり死るハ即惡く成るあれハ麻賀流と云ふり儲然
死むハ殃ひあれハ彼禍字を書ると能合り近却崇神
祭詞ハ又遣志天若彦返言不申高津鳥殃ハ依
立處ハ身亡支と有をも思ふ可し儲書紀ハ當遭害を
麻自許礼那牟と訓るハ御門祭詞ハ天能麻我都比登

之神乃云武惡事ハ相麻自許利相口會事無久道饗祭
詞ハ根国底国里鹿備疎備未物ハ相變相口會事無久
と有る麻自許利ハ同ト然れハ右ハ當遭害と書れハ
字ハ此の麻賀礼ハ元當れハ取と云れたるハ麻
賀礼の言義を説盡されたり但麻自許流ハ交退後徳
ハ下交めて其人を退け徳義ハ傳廿九二百四禁
厭の所ハ注さる如源氏己ハ注ハ此を麻自許礼那
礼ハ此ハ謂ゆる麻賀礼ハ共ハ令する辞あり那牟
ハ辞あるハ其並べり當遭無恙を佐伎久阿良牟ハ對
へるあれハ麻自許良那牟ありてハ格違ふハ故
思ふハ其共ハ令する所ありハ常遭害ハ麻
自許礼ハ訓ハ當無恙をハ佐伎加礼ハ訓ハ當り
可ハ委ハ傳廿二卷二十八下ハ注ハてむハ

○日本書紀傳三十一

○二百三十一

取其矢而自其穴衝返下者と有る其穴を記傳に
朱穴ハ下国より天上へ射徹たる孔ありと云れり然
れども此時の事ハ其上文ハ其矢自雉胸通而逆射
上達坐天安河之河原天照大御神高木神之御所と有
る天安河邊ハ諸神を會へ御在し坐ける場ハ至れる
ありけれハ其地盤を射貫て至れりハ為む又其天
安河ハ此大地ハ正對ふ所ありむハ其御座の
御前を指して直に至れりあり可き事あり然る時ハ其穴をハ其御
所の外郭を射徹したりと為む此ハ於て實ハ其説
究るが如し此ハ於て服部中庸と云人三大考を著し

て云く此大地ハ在る国ハ皆地の外表方ハ属たる
を天ハ在る国ハ内裏方属たると思はる其故ハ記ハ
天若日子が雉を射たりハ矢の高天原ハ坐す高木神
の御許ハ至れるを始ハ射上つる矢の穴より衝返し
下し給ふと有れハあり内裏方ハ固有る事此大地ハ
る例ハ泥にて疑ハ可きハ非ざると云ハ此説初て出
より天下の學者其穴を疑ハざるハ至れり然れハ
高天原と云ハ大巖洞の巨塊ある者の如く所見たり
然る時ハ天孫降臨の御道ハ申すも更あり大橋小橋
の如きも此穴ハ在る指て云ある可きハ然れども矢

給へる故に透さずして其射向ひ奉りたる天稚彦が
高胸胸扱胸中りて立處の身亡けりして其迅速ある事
實の髪を容るの間と非の一事を見奉り知べくあむ
有ける然意を得て見る時、此の還投下之と有る投
還志下給布と訓べく第一一書に還投之の投還給布
と訓べさあり若て其投下ハ記に逆射上と有る對ふ
所あり万葉十三三十四の葦邊柱鷹之翅字見別公之佩
具之投箭之所思十九十四の梓弓須惠布理於許之投
矢毛知千尋射和多之と見え發語ハ十三三十四の投
左乃遠離居而と有て遠放るへ続けたり和名抄射藝

類の遠射淮南子云越人學遠射參天而發漢語抄云射
遠和名查保奈介今按と有る此等の例共を引て冠辭
考ふ射遣る事を投ると云しありけりと云れたる小
て此の投をも心得べし但此ハ記に衝返下と有て御
射して投させ給へるハ在れども射其矢の指て至
る事を以射させ給ふ小異無り故に還投下之とハ
云ありけり右の投左ハ廿卷四十二下ハ阿良之字乃
るハて五百箭射あり綏靖天皇前御紀中其兄
所持弓矢而射御紀中命一發中曾再發中皆遂殺之
天武天皇元年御紀中時百足下馬澤之使取其襟以引
墮射中一箭因被刀斬而殺之と有て箭の事を依と云
るあり又太平記中土知間と事あり又箭眼と云此小
同トく矢を射出す間ハ事あり又箭眼と云此小

彙の檜上開設之所以窺望城下也注せれども此ハ矢を射る穴為の穴を云ふ此の就ても工二百十
六丁の注る如く高城神の御名御在坐せ其高
域の外郭を破りて天稚彦が矢を射入たり其古
事記の謂ゆる矢穴ハ天の外表方○其矢落下心其
開たる洞穴あらず事愈以て著明し
矢を還投下し給へるか直小落下れるゆて其途小射
上つる天稚彦が許る至る由あり此とハ事も異あれ
とも神武天皇戊午年御紀天照太神の平國之劍を令
降給へる所ハ時武甕雷神登謂高倉曰予劍曰節靈今
當置汝庫裏宜取而献之天孫高倉曰唯々而寤之明且
依夢中教開庫視之果有落劍倒立於庫底取即取以進
之と見えたる此御事古事記ハ見えて故神倭伊波

礼昆古命從其地迴幸到熊野村之時大熊鬣鬣出入即
失尔神倭伊波礼昆古命倏忽為遠延及御軍皆遠延而
伏此時熊野之高倉下齋一横刀到於天神御子之伏地
而献之時天神御子即寤長寢子故受取其横刀之時其
熊野山之荒神自皆為切仆尔其惑伏御軍悉寤起下
有が如く天神御子の其毒氣ハ痒させ御在坐す由
を天神の所知食て直ハ武甕雷神を以て其節靈を令
降給へるか其時刻を移さずして其御在坐す所ハ
降著て荒振神を斬戮して救奉る世給へるを以て此
ハも其夫の上れる即取て落下し給へるか天稚彦ハ

加其上篋上加席既而掃部寮以白短御帖疊加其上以
坂枕施疊上内藏寮以布幌懸戸下と有て式の趣也此
小同トまが其席心有て古の胡床ありける其白短御
疊ハ掃部寮式ハ西剋官人以下上下食人十人持御座
等物自大嘗宮北門八鋪白短御帖十一枚布端御枕一
枚於悠紀殿中央正と有て其委しま狀ハ建武年中行事
神今食條ハ掃部頭参りて神座を敷く南枕ハ敷く先
一丈二尺の疊四帖枕の方二帖ハ裏有り其上ハ九尺
の疊七帖其上ハ八重疊敷く九尺の中一帖を引
出て打掃の筈を置く坂枕ハ重疊の下ハ枕ハ敷く内

たり其八重疊
云ハ兵範記
三年記ハ八重疊
一枚長八尺弘四尺
進一枚薦七枚重
差也と有り又同
式ハ

侍参りて御衾を八重疊の上ハ奉る御櫛御扇側ハ置
く御沓後ハ置あり内侍退きハ神殿ハ御有り神座
の東ハ巽向ハ半帖を敷て御座とす主上御面笏を正
しくして著せ給ふ楯有ハ此楯ハ人知と書させ給へ
る如く此御床の帖ハ坂枕を敷て御頭方を高くして御
後方を低くして此神座即大嘗を供りて神を臥させ
奉るせ給ふ料あり其其席ハ云々次ハ有る豊樂院御座の
り掃部寮式ハ白端狭帖長九尺廣四尺五寸端料暴布
二條長各九尺五寸廣六寸云々見元御坂枕一枚長
三尺廣四尺料編薦一枚織席一枚云々有て謂ゆる
薦帖あり坂枕をハ或枕ハ神ハ奉る枕あり古哥ハ深
ぬとして今を備ふる坂枕神ハ寝る夜ハ明や待りむ
有て云り此等の事共ハ中臣壽詞考ハ注せり

然して其大嘗ひて十一月卯日天照太神を請奉るせ
給ひて當年の新穀を初て奉るせ給ふ大御祭の御在
一坐して其翌辰日豊明樂のて聞食させ給ふ新嘗ひて
渡るせ給へる其小も坂枕等の御奉御在し坐き儀
式并飭豊樂院御座條の御床子一脚長八尺廣五尺高
錦端籠鬘御帖二枚長八尺下敷御疊十五枚長各八尺
廣各四尺
云云御坂枕三枚綠色羅縠云々見えたるを思ふ古
ハ主上の御も御坂枕の臥させ給へるありけり何を
以て此御床子を古の胡床の當るるあは綏靖天皇
前御紀の會有年研耳命於片丘大嘗中獨臥于大牀

有て其大嘗を行へれし時あり次小時神濟名川耳尊掣取其兄所持弓矢而射手
研耳命一祭中胸再登中背と有も其大牀の上の坂枕
の有て謂ゆる高胸坂と云狀あるが故に一祭の仰臥
たる任ふ射るれ二發其逃る所を後より射るれ奉
り一者と所見たり偕胡床の古くハ揚座アゲクラの義にて中
古より一種の器と成れるも其中の一にて座るのみ
臥すのみ家の板敷より高く上て造れる座を云ふれ
ハ其制狀しふ在りて心得べし天推亮此の事も新
嘗休臥之時也と云れハ其床上の頭を高くし後を低
くし其坂枕の休臥たりけむが謂ゆる高胸坂あり

△但舊唐風工記
 中證客即登戸大
 神從出雲國味時
 以島村園為吳床
 坐而登置於此川
 故号登戸也亦有
 小為吳床坐之云
 八大神大已貴命
 の御者所と為され
 給へるありけり
 猶此の如く臥房
 の具ある事と
 更あり

しめて即其的と成て天神の投還下し給へる御矢の
 為ふ亡あられ奉りし者ありけり和名抄の胡床風俗
通云靈帝好胡床京
 皆作胡床此間名阿久良と有る中世ハ二様ハ定めれ
 如くハ休臥あざりて品と有しと見ゆ今世ハ胡床の如
 くハ休臥あざりて品と有しと見ゆ今世ハ胡床の如
 の器あり此を以て古ハ何具良と云るハ此ハ詔内
 牀ありし事を知べき者あり此物の事ハ雄略天皇四
 年御紀大御哥ハ阿婆羅你陀二伺と有る下ハ注すを
 待べ○中を此ハ多知奴と訓め金沢本ハ阿多流
 と有り備此ハ天稚彦が胸上を射徹し給へるを始と
 して右ハ引る綏靖天皇前御紀手研耳命を射給へる
 所ハ一箭穿中胸再發中背遂殺之と見え崇神天皇十
 年御紀ハ於是各先射武植安彦先射彦國喜不得中

〇口訣ハ其ハ矢中胸
 而死者飛射其寫
 也と注されたり此
 の狀實ハ然る言
 あり

後彦國喜射植安彦中胸而殺為かゞ見へたり○新嘗
 ハ此ハ波那比志氏と訓り備此新嘗と云事ハ一も
 傳十九四十七ハ注さか如く古ハ天皇尊ハ更ハも申さ
 らず其新穀を出来れる時ハ其初穂の食始り時ハ當り
 して天下悉く高きも昇りきも隨分物為つる事あり
 然るハ此ハ殊更ハ如此書されたるを思へハ天稚彦
 己ハ此國の君王の擬ハを成し備上ハ礼事を行
 へりありけり然るハ上文ハ吾亦欲馭葦原中國と
 云事有り又古事記ハ亦慮獲其國と云事有を以思
 ふハ天上の大礼を備めたり者より外ハ見えざ

りけり抑新嘗の大御政と申すハ保食神天邑君を定めの始て成れりし時高天原天に召上させ御在り坐て天
狹田及長田に令殖給ひて其秋無類の八握に實れる
を齋庭に聞食させ御在り坐ける大御政の起りて天
忍穗耳尊をいと天津日嗣と定奉らせ給へる上ハ其
御天降の以前より高天原より天津日嗣所知食さ
せ御在り坐ける御事傳十八五十七注一
奉るが如し此ハ大推彦が新嘗の儀を擬びて其取
めむと為る国神に令せて年の貢を輸さしめ初て己
が領地の稻を以て新嘗の礼事をハ行へりし初て尋

常の状あるとハ異ある可く所思ゆまハ記傳八卷
天推彦新嘗休卧と有も上下並て為る事あるが故ある
るを此神僧朝家之儀と云説の存ハ古ハ昧き者有
り皇極天皇御紀ハ天皇御新嘗是日皇太子大臣各自
新嘗と有を見よと云れたる然る事ある事ハ自
て得ざり此天推彦が始末を考るハ僧礼ある事
を得ざり然れハ此ハ通證ハ是僧朝家也と有ハ
可徒ハ休卧之時也ハ私記ハ祢布世留止支奈里と有
ハ但金沢本ハ休卧を布世留との訓ハ右ハ引
る綾靖天皇前御紀ハ會有乎研耳命於片丘大室中獨
卧ネフセ于大牀と有も此月ハ冬十一月あり其始ハ平時也
大歳己卯と有て其元年ハ是年也大歳庚辰と同ト
御紀ハ二所有ハ乎研耳命ハ大嘗を行ハせたりハ

其大牀の臥れありけり儲大嘗の時卯日の祭儀
の辰日の宴會トヨナマリの御床子を構へ八重帖を敷置き板
枕を置き御衾を覆奉りて神をも臥させ奉り天皇も
臥させ給ふ礼儀にて御在し坐す事二百三注
せる事共を見合せて曉可右の卧干大牀の卧を
し祢布須と訓む事此小習ひあり逆通證休卧之時縦
路右の事を思つれ説めて此叶ハず今我が
秘典を興へて姑く眠大礼有る時ハ饗應の事畢れ客ハ
成れる事あり若其人ハ世共の事の約しく
事を為す成行くのり○立死ハ多知許呂尔身麻加
理伎と訓べ即迂却崇神祭詞ハ又遣志天稚彦毛返

言不甲低高津鳥殃依立處尔身亡支有る所ハ
當れる事あり立處ハ忽々云ふ近き語ハて忽ハ立待つ
間ハ云事立處ハ立て居る間ハ非せず云事ハて
頻ハ急連き義あり続古今序ハ立處ハ相並びて各記
し入れ奉る事ハ宇治拾遺三十五ハ立處ハ罪為させ
御在し坐けれハあと見内死字此ハ麻美加理伎と訓る
事ハ右二百二ハ注る如く此第一書ハ若以惡心
射者則天稚彦心當遺害と有る所を古事記ハ天若
日子於此矢麻賀礼と見えたり此ハ清濁の差有る虽
も福ハ即死る事あり死るハ即福る事あり其本同トく

高政直
内庫

圖書
入庫

思内るを天神の麻賀礼と詔給ひし任ふ矢中申りて
忽ち麻賀礼にば此をい麻加流と訓はむ事實の其首
尾相應へる心ちす偕天探女が云進る任ふ其雉を射
上たりしを天神の御許より返下し給ふ其間僅か新
嘗て休卧る計の事ありけり此間合実の暫時の
程あるを以て立處の傳はりたるあり天神の御
罰の迅速ある御事可畏しとも何れも辭言ふる言無
き者あり此末代迄も我天皇の射向ひ奉る不臣の輩
ありとも永く威福を盛大の爲る事を得ずりて国を亡
るひ家を亡るひ身を亡るふに至る誠と爲す可き事

